

## はじめに

+++++

世界の工場といわれて久しい中国は、いつの頃からか 13 億人の人口を抱える有望且つ魅力的な市場としても注目されるようになり、日本企業のみでなく世界中の企業がこの「13 億人市場」での様々な事業展開を画策しています。

中国は 2001 年 12 月 11 日に念願の世界貿易機関(WTO)への加盟を果たしました。そして加盟時の承諾事項のひとつであったサービス貿易分野の開放は、2004 年 4 月 16 日、『外商投資商業領域管理弁法』の公布により、2004 年 12 月 11 日より外国企業独資による卸売業、小売業にも大幅に門戸が開放されたことは、中国が WTO 加盟以降に行ってきたサービス分野の対外開放の中でも特に画期的として、世界中の企業より大いに注目されました。

しかし、商業的な対外開放はなされたものの、新法律の運用面や実務の詳細、中国国内の商業企業に関する生の情報が伝わってこない現在、中国市場への進出を計画中の日本企業(特に中小企業)にとっては、進出への不安材料がまだまだ多いのが現状です。

この調査報告書では、中国の対外開放政策の推移を含めた商業領域開放の推移、公布された『外商投資商業領域管理弁法』の解説、商業企業設立に関する注意点と実務の紹介、商業企業に関連する Q&A などを簡潔にまとめています。

この調査報告書が中国でサービス業展開を計画する皆様への手引書としてお役に立てば大変幸甚に存じます。

この調査報告書作成にあたり、上海華鐘コンサルタントサービス有限公司に多大なる協力をいただきました。書面を借りて御礼申し上げます。

## 『外商投資商業領域管理弁法』施行に伴う状況調査報告

### 目次

はじめに .....	1
第一章 中国の対外開放における商業領域の位置づけ .....	4
一、改革開放路線のスタートと外資商業領域との位置づけ	
二、改革開放路線の後退	
三、南巡講話による改革開放路線の再燃と小売業の開放	
第二章 『外商投資商業領域管理弁法』公布までの経過と内容 .....	6
一、『外商投資企業商業領域管理弁法』公布にいたるまでの経過	
二、『外商投資商業領域管理弁法』の公布	
三、『外商投資商業領域管理弁法』公布後の動き	
第三章 外資系企業進出動向の変化 .....	27
一、中国への外資進出形態	
二、投資性会社の設立	
第四章 商業企業の設立手順 .....	30
一、商業企業設立前に検討されるべき事項	
二、具体的な商業企業設立申請登記(設立申請から営業許可証取得まで)	
三、商業企業設立後の各種登記(営業許可証取得後から経営開始まで)	
四、商業企業に関わるその他事項	
(参考) 外商投資商業企業の設立フロー	
第五章 法律施行後の申請及び認可状況 .....	44
一、中国全体の外商投資企業設立の現状	
二、上海市における外商投資企業設立の現状	

第六章 既存企業の商業企業関連 Q & A.....	48
一、既存生産型企业からの質問(経営範囲拡大関連)	
二、保税区内貿易企業からの質問	
三、日本の企業からの質問	
第七章 今後の見通しに関する考察.....	56
一、国内資本の小売業に与える影響	
二、既存開発区に与える影響	
三、外資系に関する今後の課題	
第八章 関連資料.....	61
一、商業企業に関する法律文書	
二、商業関連データ	

以上

## 第一章 中国の対外開放における商業領域の位置づけ

+++++

### 一、改革開放路線のスタートと外資商業領域との位置づけ

中国は 1979 年、これまで毛沢東が進めてきた経済政策から、農業・工業・国防・科学技術の現代化を目指す「4 つの現代化」を目指し、改革開放路線へと方向転換を図りました。この改革開放路線は外国のすぐれた技術と外国の資本を積極的に導入する方針で、中国の国力の増強、外貨の獲得を目指したものでした。

外国資本の積極的導入を目的として、1979 年 7 月 1 日に『中外合弁経営企業法』が施行され、名実共に中国の外資導入がスタートしたわけです。しかし当時は、まだまだ改革開放路線を走り始めたばかりであり、国営企業との合弁が推進され、国家の息のかかった企業との合弁により、国家の管理下での企業運営という側面が強かったといえます。

また、改革開放路線の目的は、外国の先進技術と資本導入、外貨獲得、雇用促進であったため、中国への進出が歓迎されたのは、生産型企業(いわゆる製造業)であり、物品を売り買いするだけの、卸売り、小売り分野(いわゆる商業領域)への外資進出は国内産業と市場の保護という観点からもこれまで長らく制限されてきました。即ち、外資企業の卸売り、小売業への進出は先進技術と設備の導入、外貨獲得、雇用促進の点での中国経済への貢献度が小さい反面、中国市場に外国製品が自由に流入することによる弊害が大きいことから、中国によって歓迎すべからざる業種として位置づけられてきた訳です。

### 二、改革開放路線の後退

その後、毛沢東の後を継いだ鄧小平が推し進めた改革開放路線は順調に発展していくように見えました。しかし 1989 年には、官僚の腐敗やインフレ、進まない政治の自由化に不満を持った市民 100 万人以上が天安門に集まり、民主化を要求するデモを起こしました。当時の指導者であった鄧小平は人民解放軍を投入しデモ隊を弾圧し、多数の死者を出しました(1989 年、天安門事件)。中国はこのとき、世界各国から天安門事件に対する非難、制裁を加えられ、必然的に改革開放政策も後退しました。

### 三、南巡講話による改革開放路線の再燃と小売業の開放

改革開放が再び熱を帯びはじめたのは、1992 年に鄧小平が華南地域を視察すると共に対外開放の加速を呼びかけてまわった(いわゆる南巡講話)からです。これにより 1989 年の天安門事件により停滞していた改革開放路線は、再び活発化することになりました。

鄧小平は 1992 年、それまでにすでに開放されていた深圳、珠海の両経済特区と上海の浦東、証券取引所、武漢などを視察して(第 2 次特区視察)、対外開放の成果を高く評価し、その成果を沿海地域から内陸部へと推進し、改革開放路線をさらに深めるよう指示を出しました(南巡講話)。この南巡講話をきっかけに、中国全土で改革開放が加速され、各種の税優遇政策を与える指定区域である開発区の設立ブームが起こり、同時に外国資本の導入も加速していきました。これと同時に南巡講話の同年 10 月、中国は党大会で「社会主義市場経済体制」を目標に掲げ中国政府としての理念を発表しています。

また 1992 年、これまで外国資本開放の対象でなかった小売業に対する改革開放政策として『商業小売領域に外国資本を導入することに対する問題の認可回答』が公布され、北京、上海、天津、広州、大連、青島の 6 都市と経済特区などのモデル地区で中外合弁或いは中外合作による小売企業設立が可能とな

りました。

#### 改革開放路線の歩み

1979 年	改革開放路線への転換。4 つの現代化 7 月、「中外合弁経営企業法」の施行
1980 年	経済特区(深圳、珠海、スワトウ、アモイ)を設置
1984 年	鄧小平、経済特区を視察(第 1 次特区視察)
	沿海開放都市(14 ヶ所、大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海)を指定
1985 年	2 月、沿海開放区(珠江デルタ地帯、長江デルタ地帯、福建省南部地帯)を指定
1986 年	4 月、「外資企業法」施行
1988 年	海南島を海南省に昇格させ、第 5 の経済特区として指定、 3 月、沿海開放区(遼東半島経済開放区、山東半島経済開放区)を指定
	「中外合作経営企業法」の施行
1989 年	6 月、天安門事件 政治経済ともに引き締め、改革開放政策が大きく後退
1990 年	4 月、上海・浦東の開発プロジェクトが始動
	6 月、上海外高橋保税區が誕生
	12 月、「外資企業法実施細則」の施行
1992 年	1 月鄧小平、経済特区と浦東を視察(第 2 次特区視察) 成果を高く評価し、沿海地区から内陸への経済発展拡大、 改革開放路線の推進強化を指示(南巡講話) 10 月、党大会で社会主義市場経済を目標に

## 第二章 『外商投資商業領域管理弁法』公布までの経過と内容

+++++

### 一、『外商投資企業商業領域管理弁法』公布にいたるまでの経過

#### 1. 外資小売業への規制緩和

鄧小平の南巡講話のあった 1992 年 7 月 14 日、国務院は小売業を限定的に開放する政策として『商業小売領域に外国資本を導入することに対する問題の認可回答』(国函[1992]82 号)を公布しました。

この認可回答は、当時の対外貿易経済合作部、商業部、国家体制改革委員会、国務院特区弁公室と国家計画委員会が提出した『商業小売領域に外国資本を導入する問題に関する伺い』に対する国務院の回答を示したものであり、これにより外資小売業開放が初めて開始されたことになりました。認可回答では、以下を規定しました。

北京、上海、天津、広州、大連、青島の 6 都市と 5 つの経済特区で、各地域 1 - 2 社の中外合弁或いは中外合作による小売企業設立を認める。

地方政府の商業部門を通じて対外貿易経済合作部が最終審査認可を行う。

経営範囲は百貨小売業務と商品の輸出入業務のみ。卸売業務と代理輸出入業務は不可。

この政策適用第 1 号となったのが上海第一八佰伴公司(ヤオハン)です。その後、数多くの中外合弁小売企業が設立されました。

チェーンストアは 1995 年 10 月、国務院が北京と上海のみを設立可能地域としました。

ところが、この中外合弁小売企業の設立に関しては、認定条件が厳しく、手続きが煩雑であったため、地方政府が勝手に設立を認可するという権限を越えた行為が横行し、国務院認可でない中外小売企業が数多く設立されました。このため国務院は 1997 年 5 月に緊急通知を発表し、地方政府による越権認可行為をストップし、これまで設立された合弁小売企業をチェックする方針を決定しました。1997 年 7 月から翌年 8 月にかけて 277 社に対して調査が実施され、その結果、改めて 42 社が認可、36 社が登録抹消となりました。残りの 199 社については 1998 年末までに審査認可手続の追加、持ち株比率の調整、合弁期間を 30 年まで短縮するなどの整理整頓が行われました。

また 1995 年、『外商投資産業指導目録』が公布され、小売業は制限類に区分されました。この時点でも出資権は中国側がマジョリティーを取るか、中国側が実質支配権を持つことが要求されました。

## 2. 外資卸売業への規制緩和

1995年に発表された『外商投資産業指導目録』では、卸売業は制限類に区分されました。小売業と同様、出資権は中国側がマジョリティーを取るか、中国側が実質支配権を持つことが要求されました。1998年に指導目録が改正された後も、国内商業領域への外資進出は制限類に区分され、外商独資による企業設立は認められていませんでした。

## 3. 『外商投資商業企業試験弁法』の公布

1999年6月25日、国家経済貿易委員会と対外貿易経済合作部は『外商投資商業企業試験弁法』を公布しました。

小売企業に対してはこの弁法により、企業設立地域の制限が緩和され、各省都、自治区首府、直轄市、計画単列市および経済特区まで広げられました。また、店舗数が3店以下の中外合弁商業企業は、中国側の出資比率が35%を下回らないこととし、実質的に外国資本を65%まで認めることとなりました。

また卸売企業設立に対する規定は、本弁法で初めて具体化されましたが、卸売企業は中国側出資比率が51%以上であることや登録資本金額が8000万人民币元以上という厳しい条件でした。

この弁法に基づいて設立されたのが上海百紅商貿有限公司(丸紅、上海一百集団有限公司、2001年設立)です。

弁法に規定された小売業と卸売業の規制比較については、次表をご参照ください。

外商投資商業企業に関する法律の変遷

1992年	「商業小売領域に外国資本を導入することに対する問題の認可回答」 北京、上海、天津、広州、大連、青島の6都市と経済特区などのモデル地区で中外合弁或いは中外合作による小売企業の規定
	上海第一八佰伴公司(ヤオハン)が成立、初の中外合弁小売企業 その後、数多くの外資系商業企業が誕生
1995年	10月、国務院が北京あるいは上海での中外合弁チェーン商業企業を認可し、中国側51%と規定
1997年	8月～翌年6月、277社に対して調査を実施、認可42社、登録抹消36社、199社は1998年末までに整理整頓(審査認可手続の追加、持ち株比率の調整、合弁期間を30年まで短縮)
1999年	「外商投資商業企業試験弁法」これまでの地区制限を緩和 単独店舗のほか、チェーン店展開も可能に
2001年	百紅商業(上海)有限公司が認可、外資系で初の卸売り企業。

外商投資商業企業試験弁法における両者規制の違い(概要)

		小売企業	卸売企業
地域 制限	WTO 加盟時	深セン、珠海など 13 都市	深セン、上海浦東のみ
	03 年 12 月 11 日まで	全ての省都及び重慶、寧波	規制撤廃
	04 年 12 月 11 日以降	地理的制限撤廃	
出資 比率 制限	WTO 加盟時	外資 50%以下合弁	外資 49%以下合弁
	03 年 12 月 11 日まで	外資 51%以上合弁	外資 51%以上合弁
	04 年 12 月 11 日以降	規制撤廃	規制撤廃
資本金制限		5000 万元以上 (中西部地区 3000 万元以上)	8000 万元以上 (中西部地区 6000 万元以上)
外国投資者制限		申請前 3 年の平均年売上高が 20 億ドル以上で、申請前 1 年の資産総額が 2 億ドル以上	申請前 3 年の平均年売上高が 25 億ドル以上で、申請前 1 年の資産総額が 3 億ドル以上
自営商品の輸出入権		有り。但し輸入は当年度売上高の 30%以内	有り。但し輸入は当年度売上高の 30%以内
コミッション代理		不可	不可
フランチャイズ経営		不可	
ロイヤリティ		売上高の 0.3%以内	売上高の 0.3%以内
香港・マカオ台湾企業		「CEPA」により特別優遇有り	「CEPA」により特別優遇有り
審査批准権限		国家経済貿易委員会	国家経済貿易委員会

#### 4. 中国の WTO 加盟

中国は 2001 年 12 月 11 日、念願であった世界貿易機関(WTO)への加盟を果たしました。これにより、WTO 加盟による最恵国待遇、内国民待遇が享受できる代わりに、関税率の低減、非関税障壁の撤廃、サービス貿易の開放を承諾することとなり、中国は 3 年かけて 2,300 の法律法規を整理修正、800 を廃止しました。関税は平均 40%から 10.5%に引き下げ、サービス貿易の開放を約束しました。

WTO 加盟により、小売業、卸売業の規制緩和は、改革開放がスタートした 1970 年代後半以来、大きく転換することになりました。それまで中国は、外国の先進技術を輸入し、国力を高め、外貨を獲得する、という開放政策の主要目的を貫き、製造業をメインとして企業誘致をして来ましたが、WTO 加盟による中国国内市場の外資への実質全面開放が約束されたわけです。

##### 1) WTO 加盟時の承諾スケジュール

国務院が第 346 号令として公布した『外国企業投資方向指導規定』と『外国企業投資産業指導目録』(2002 年 4 月 1 日施行)により、1995 年から施行されてきた『外国企業投資方向指導規定(暫定)』は廃止されました。このとき発表された指導目録の付属書内の二、制限類(五)として、卸売、小売を業態と取り扱い品目ごとに分類し、規制緩和のスケジュールを発表しました。

『外国企業投資産業指導目録』付属書

二、制限類

(五)商品取引、直接販売、通信販売、ネット販売、特許経営、委託経営、販売代理、商業管理など各種商業会社、および穀物、棉、植物油、食用砂糖、薬品、タバコ、自動車、原油、農業生産資料の卸売、小売、物流配送。図書、新聞、定期刊行物の卸売、小売業務。製品ガソリン卸売、ガソリンスタンド建設、経営

1. コミッション代理販売、卸売(塩、タバコを除く): 2002年12月11日より外国企業の投資を認め、外国側の出資比率は50%迄認可するが、書籍・新聞・雑誌、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、ガソリン、原油の取り扱いは許可しない。2003年12月11日までには外国側の出資権支配を認める。2004年12月11日までには外国企業独資を認め、書籍・新聞・雑誌、薬品、農薬、農業用フィルムの取り扱いを許可する。2006年12月11日までには化学肥料、ガソリン、原油の取り扱いを許可する。
2. 小売(タバコを除く): 外国企業の投資を認めるが、書籍・新聞・雑誌、薬品、農薬、農業用フィルムの扱扱いは認めない。2002年12月11日までには外国側の出資比率50%までを認め、書籍・新聞・書籍の取り扱いを許可する。2003年12月11日までには外国側の出資権支配を認める。2004年12月11日までには外国企業の独資を認め、薬品、農薬、農業用フィルム、ガソリンの取り扱いを許可する。2006年12月11日までには化学肥料の取り扱いを認める。但し、自動車(2006年12月11日までには規制撤廃)、書籍・新聞・雑誌、薬品、農薬、農業用フィルム、ガソリン、化学肥料、糧食、植物油、食用砂糖、タバコ、綿花を取り扱う30店舗以上の店舗展開を行う小売業は外国側の出資権支配を認めない。
3. 特別許可経営および固定場所の無い卸売、小売: 2004年12月11日までには外国企業の投資を認める。

しかし、この指導目録が発表された時点では、1999年施行の『外商投資商業企業試験弁法』は未だ廃止されておらず、この指導目録の発表が、外商独資による卸売、小売企業の設立にGOサインを出したわけではありませんでした。

実際にGOサインとなったのは、商務部が2004年4月16日に公布した『外商投資商業領域管理弁法』(商務部令[2004]第8号、2004年6月1日施行)の第二十一条「2004年12月11日より、外資商業企業の設立を許可する。」という条項です。

## 二、『外商投資商業領域管理弁法』の公布

2004年4月16日、商務部は『外商投資商業領域管理弁法』(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布、6月1日施行)を公布し、WTO加盟時の約束スケジュールに添った形で卸売り、小売りなどの流通分野の外資参入に関して、大幅な開放スケジュールを明確にしました。

内容的には予想されたものよりはるかに開放度が高く、2004の12月11日以降は卸売り、小売り分野で外商独資企業の設立を認めるとし、従来、商業分野への外資参入に立ちはだかる大きな壁となっていた高額の最低資本金と外国投資者の過去3年間の高額売上条件などの厳しい条件を実質的にすべて撤廃する、という画期的なものとなりました。

まず、最低資本金については『公司法』に従うとされ、「公司法」では「卸売り会社50万元(約700万日本円)、小売り会社30万元(約420万日本円)」と規定されており、最低資本金額は外国人個人でも出資できるレベルとなり、従来「卸売り会社8,000万元、小売り会社5,000万元」とされていたことと比較すると、資本金額の面では一挙に開放されたこととなります。

また、外国投資者の資格条件については、従来は小売り企業でさえ「申請前3年間の年間平均売上高が25億ドル以上で、申請前1年の資産総額が3億ドル以上」という非常に高いハードルが設定されており、大手商社や大手流通企業のみしか実質参入を認めない内容となっていました。この『外商投資商業領域管理弁法』においては、同規制が完全に撤廃されました。

以下、『外商投資商業領域管理弁法』について、法令の全文と解説をご紹介します。

条項	条文	解説
第一条	対外開放を更に進め、市場流通システムの確立を完全化するために、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』及び『公司法』等の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。	外商投資企業は左記の「外資三法」とそれぞれの実施細則に基づいて設立され、運営規制を受けますが、それらに規定がない項目は『公司法』によるとされています。今回の商業企業関連法律も改めてそれを確認したもので、既存の外商投資企業と全く同じ法律と関連規定が適用されることとなります。
第二条	外国会社、企業及びその他経済組織または個人(以下「外国投資者」という)は中国国内で外商投資商業企業を設立し、経営活動に従事する場合、本弁法を遵守する。	外国投資者が投資する商業企業(外商投資商業企業)は、その設立と経営活動について本弁法を根拠法とすることが明記されています。
第三条	外商投資商業企業は以下の経営活動に従事する外商投資企業を指す。 1. コミッションによる販売代理:貨物の販	この条文は外商投資商業企業の営業範囲を規定したもので、卸売り、小売りだけでなく、コミッション販売やフランチャイズ経営も外商投資商

	<p>売代理商、代理人または競売人、またはその他卸売商が契約に基づく費用を受領して他人の貨物を販売し関連付属サービスを行うこと。</p> <p>2. 卸売り: 小売商及び工業、商業、機構等の使用者またはその他卸売商の貨物を販売し関連付属サービスを行うこと。</p> <p>3. 小売り: 固定地点、またはテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を通じて個人または団体が消費使用する貨物を販売し、関連付属サービスを行うこと。</p> <p>4. フランチャイズ経営: 報酬またはフランチャイズ経営費を取得するために、他人との契約締結を通じて、その商標、商号、経営モデル等を使用させること。</p> <p>外国会社、企業及びその他経済組織または個人は、前項第1、2、3、4項で規定する経営活動に従事する場合は、中国国内に外商投資企業設立により行わなければならない。</p>	<p>業企業に開放することを明確にしました。</p> <p>従来、小売りは固定地点を有する店舗販売に限るような指導がされていましたが、本弁法では「テレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を通じて」販売することも小売業として認められることになり、本条文により、外商投資商業企業は従来に比較して大変大きく開放されたと言えます。</p>
<p>第四条</p>	<p>外商投資商業企業は中華人民共和国の法律、行政法規及び関連規章を遵守しなければならない。その正当な経営活動及び合法的権益は中国の法律の保護を受ける。</p>	<p>当然の一般条項で、特に大きな意味はありません。</p>
<p>第五条</p>	<p>国家の商務主管部門は法によって外商企業の商業領域への投資及び外商投資商業企業の経営活動の監督及び管理を実施する。</p>	<p>外商投資商業企業の主管部門が商務部および商務部関連行政機構であることを明確にしています。従って地方での外商投資商業企業の設立、経営活動の管理・監督は対外経済貿易委員会、外資工作員会、その関連部局である、ということです。</p> <p>2005年12月9日付けの『地方部門に審査批准手順を委譲する件に関する通知』(商資函[2005]第94号)により、外商投資商業企業の批准批准事項の審査権限を一部、省級商務主管</p>

		部門と国家級経済技術開発区の管理委員会に委譲しました。
第六条	外商投資商業企業の外国投資者は良好な信用と評判を有し、中国の法律、行政法規及び関連規定に違反行為がないものでなければならない。比較的強い経済実力、先進的な商業経営管理経験及び販売技術、広範な国際販売ネットワークを有する外国投資者が外商投資商業企業を設立することを奨励する。	本条文は外商投資商業企業の外国投資者の条件を規定したものです。本弁法では、「良好な信用と評判を有し」とはありますが、数字的な条件が一切ありませんので、基本的に過去に違反行為がなければ投資資格がある、ということになりました。 新旧条件の詳細比較は「商業企業」に関わる新旧法律比較を参照ください。
第七条	外商投資商業企業は以下の条件に符合しなければならない。 1. 最低登録資本は〈公司法〉の関連規定に符合すること。 2. 外商投資企業登録資本及び総投資額の関連規定に符合すること。 3. 外商投資商業企業の経営期限は一般に30年を超えず、中西部地区に設立する外商投資企業の経営期限は一般に40年を超えない。	条件緩和された一番大きい点がこの最低登録資本金です。従来、卸売り企業は8000万元以上(中西部地区の場合6000万元以上)、小売り企業は5000万元以上(中西部地区の場合3000万元以上)となっており、小規模企業や個人などの卸売り、小売り進出は実質的にシャットアウトしていました。 本弁法では単に「公司法の関連規定(卸売り会社50万元(約700万日本円)、小売り会社30万元(約420万日本円)に符合すること」と規定されていますので、これは外国人個人でも比較的自由に卸売り店、小売店を出せる金額となっています。 また「一般に」との注釈つきながら外資関連法には規定の無い経営期限の定めが追加されています。
第八条	外商投資商業企業が店舗を開設する場合は、以下の条件に符合しなければならない。 1. 商業企業設立申請と同時に店舗開設申請を行う場合、都市発展及び都市商業発展の関連規定に符合すること。 2. 既に批准設立されている外商投資商業企業が店舗増設を申請する場合、第(1)項の要求以外に、以下の条件に符合しなければならない。	この条項は外商投資商業企業が新規店舗開設地を選択する場合の基準を定めたもので、都市計画の規定に適合した合法的な建築物でなければならない、違法建築あるいは撤去予定の建築物であってはならないという当然な内容を規定しています。 また既に設立された外商投資商業企業が店舗増設をする場合は、当然ながら工商統一年度検査(いわゆる年検)に合格していること、また資本金が全額払込み済みであることも条件として

	<p>外商投資企業連合年度検査に期限通りに参加して且つ合格していること。</p> <p>企業の登録資本金が全額払込み済みであること。</p>	<p>います。</p>
<p>第九条</p>	<p>批准を経て、外商投資商業企業は以下の業務を営むことができる。</p> <p>1. 小売業務に従事する外商投資商業企業</p> <p>商品の小売り          自営商品の輸入          国内商品の購入輸出          その他関連する複合業務</p> <p>2. 卸売業務に従事する外商投資商業企業</p> <p>商品の卸売り          コミッション代理(競売を除く)          商品の輸出入          その他関連する複合業務</p> <p>外商投資商業企業は他人にフランチャイズ経営方式で店舗を開設させることができる。</p> <p>外商投資企業は批准を経て、以上の一種またはいくつかの種類の販売業務を行うことができ、その営む商品種類は契約、定款の関連経営範囲内容の中に明記しなければならない。</p>	<p>この条項も従来の考え方より大幅に開放されています。特に注目されているのが「小売り企業は国内商品の輸出業務、卸売り企業は商品の輸出入業務を営むことができる」ということで、これによれば外国から輸入した商品を専門に販売する小売店、あるいは卸売り企業ではあるが輸出入をもっぱら行う貿易会社が外商投資商業企業として認められます。</p> <p>また小売り業務、卸売り業務共に「その他関連する複合業務」とありますが、中国語の意味は「組み合わせてセットにした業務」ということで、それぞれ から までの組み合わせ業務を指しています。</p>
<p>第十条</p>	<p>外商投資商業企業の設立及び店舗開設は以下の順序に従って行う。</p> <p>1. 外商投資商業企業のプロジェクト立項(プロジェクト検討認可)、フィージビリティスタディー及び企業設立は同時に申請し、同時認可する。</p> <p>2. 本条第 3、4 号で別途規定するものを除き、外商投資商業企業を設立する投資者、店舗開設を申請する外商投資商業企業は、外商投資商業企業登記地の</p>	<p>この第十条は非常に重要なことがいくつか規定されています。まず外商投資商業企業の申請方法ですが、「プロジェクト認可、フィージビリティスタディー及び企業設立は同時に申請し同時に認可する」となっており、一般の外資投資プロジェクトは プロジェクト申請認可(プロジェクト建議書の申請と批准)、 フィージビリティスタディーの申請認可、 定款、合弁契約(合弁の場合)と共に会社設立申請、という順を踏まなければならないことと比較すると、全てを</p>

<p>省級商務主管部門に第十二条及び第十三条に規定する申請文書をそれぞれ報告送付する必要がある。省級商務主管部門は報告送付された文書の初級審査を行った後、全ての申請文書を受取った日から1ヶ月以内に商務部に報告する。商務部は全ての申請文書を受取った日から3ヶ月以内に批准するか否かを決定しなければならず、批准設立される場合、「外商投資企業批准証書」を発行し、批准しない場合は原因を説明する。</p> <p>商務部は本弁法によって省級商務主管部門に授権して上述申請の審査批准を行わせることができる。</p> <p>3. 小売業に従事する外商投資商業企業はその所在地省級行政区域内で店舗開設する場合、以下の条件に符合し、且つ経営範囲がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機による販売及び本条第十七条、第十八条に列記する商品に関係しない場合、当該省級商務主管部門はその審査批准権限内で審査批准し商務部に届出る。</p> <p>単一店舗の営業面積が3000㎡を超えず、且つ店舗数が3店舗を超えず、またその外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国に開設する同タイプの店舗総数が30店舗以下の場合。</p> <p>単一店舗の営業面積が300㎡を超えず、且つ店舗数が30店舗以下であり、又その外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国に開設する同タイプの店舗総数が300店舗以下の場合。</p> <p>4. 中外合弁、合作商業企業の商標、商</p>	<p>一回で済ませようというのですから見方によれば大変簡略化されていますが、一回の審査で認可が下りないということを考えると、完全な申請資料を準備する必要があることは言うまでもありません。</p> <p>また第(2)項では外商投資商業企業は原則として中央の商務部が批准することを明確にしており、また省級政府の商務主管部門(対外経済貿易委員会など)が申請資料を受領して4ヶ月以内に「批准する場合は批准証書を発行し、批准しない場合は理由を説明しなければならない」としています。</p> <p>第(3)項、第(4)項では小規模小売業(とは言ってもスーパーを想定して3000㎡で省を跨ぎ30店舗以内、300㎡で省を跨ぎ300店舗以内ですから相当に大規模です)、及び中国側の投資者がマジョリティーを取る(50%超の出資権を持つ)の外商投資商業企業は省級政府商務主管部門が批准権限を移管されることが明らかになっていますが、いろいろと条件がありますので、注意が必要です。</p>
---	---

	<p>号の所有者が内資企業、中国自然人で、且つ中国投資者が外商投資商業企業においてマジョリティーをとっている場合、当該外商投資商業企業の経営範囲が本弁法第十七、十八条に列する商品に関係しない場合、その設立及び開店の申請は企業所在地の省級商務主管部門がその審査批准権限内で審査批准する。省を跨って店舗開設する場合、店舗開設予定所在地の省級商務主管部門の意見を求めるものとする。</p> <p>商務部の授權を受けていない場合、省級商務主管部門は勝手に本条第一項第 3、4 号で規定する審査批准権限を(下部に)移管してはならない。</p>	
<p>第十一条</p>	<p>投資者は批准証書を受領してから 1 ヶ月以内に、(外商投資企業批准証書)に基づいて、工商行政管理機関で登記手続を行わなければならない。</p>	<p>一般的に批准証書を受領すれば一ヶ月以内に省級の工商行政管理局に申請して正式な「外商投資商業企業営業許可証」の交付を受けられます。</p>
<p>第十二条</p>	<p>外商投資商業企業設立申請に当たっては、以下の書類を報告送付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (外商投資商業企業設立)申請書</li> <li>2. 投資各方が共同署名したフィージビリティスタディー</li> <li>3. (合併)契約、定款(独資の商業企業は定款のみ)及びその付属文書</li> <li>4. 投資各方の銀行資本信用証明、登記証明(コピー)、法定代表人証明(コピー)、外国投資者が個人の場合はその身分証明、を提供しなければならない</li> <li>5. 投資各方の公認会計士事務所の監査を経た最近一年の決算監査報告</li> <li>6. 中国投資者が中外合併、合作商業企業に投入する国有資産の評価報告書</li> <li>7. 設立する外商投資商業企業の輸出</li> </ol>	<p>第十条の(1)において、「プロジェクト認可、フィージビリティスタディー及び企業設立は同時に申請し同時に認可する」となっていますが、本条はその設立申請時に準備提出しなければならない資料の一覧を列挙したものであり、大部分の資料は生産型などほとんどの外資系企業設立申請時と同じですが、(7)の輸出入商品目録、(11)の都市計画に符号する説明書、などが付け加えられています。</p>

	<p>入商品目録</p> <p>8. 設立する外商投資商業企業董事会          成員リスト及び投資各方の董事任命書</p> <p>9. 工商行政管理部門が発行する企業          名称事前審査認可通知書</p> <p>10. 店舗開設予定の全ての土地使用権          証明書(コピー)及び(又は)建物賃貸協          議書(コピー)、但し、開設営業面積が          3000 m<sup>2</sup>以下の店舗は除く</p> <p>11. 店舗開設しようとしている所在地政          府の商務主管部門が発行する都市発展          及び都市商業発展(計画)の要求に符合          するとの説明文書。          非法定代表人が署名する文書は法定代          表人の(署名)委託授權書を添付しなけ          ればならない。</p>	
<p>第十三条</p>	<p>既に設立されている外商投資商業企業          が店舗開設を申請する場合、以下の書          類を報告送付しなければならない。</p> <p>1. 申請書</p> <p>2. 契約、定款改正に係る場合、改          定後の契約、定款</p> <p>3. 店舗開設に関する F/S</p> <p>4. 店舗開設に関する董事会決議</p> <p>5. 企業の最近一年の監査報告</p> <p>6. 企業の験資報告書(コピー)</p> <p>7. 投資各方の登記証明(コピー)、法定          代表人証明(コピー)</p> <p>8. 店舗開設を行おうとしている全ての場          所の土地使用権証明文書(コピー)及び          / 又は建物賃貸協議(コピー)、但し、開          設営業面積が 3000 m<sup>2</sup>以下の店舗は除          く</p> <p>9. 店舗開設しようとしている所在地の政          府が発行する都市発展及び都市商業          発展(計画)の要求に符合する説明文書</p>	<p>この条項は既に設立されている外商投資商業          企業が新たな店舗開設を申請する場合に適用          されるもので、生産型企業の場合の「分公司設          立」とほぼ同様の内容です。</p>

	非法定代表人が署名する文書は法定代表人の(署名)委託授權書を添付しなければならない。	
第十四条	外商投資商業企業が締結する商標、商号使用許可契約、技術譲渡契約、(委託)管理契約、サービス契約などの法律文書は(合併)契約の付属文書(独資の商業企業は定款の付属文書としなければならない)として申請時にまとめて送付しなければならない。	この条項は特に外商投資商業企業に課せられた内容で、商標、商号使用許可契約、技術譲渡契約、委託管理契約、サービス契約などの各種ノウハウ移転或いは使用許諾契約は、合併契約や定款の付属文書として扱わなければならないことを規定しており、逆に言えば必ず合併契約や定款にその記載をするか、或いは記載する、しないに関わらず、本文と不可分の付属書として会社設立時に申請しなければならないこととなります。営業開始後、付属書の変更であっても、合併契約・定款の変更申請になりますので、基本的には董事会の決議を経て、合併契約・定款の変更申請として中央の商務部、或いは授權された範囲で省級の商務所管部門に批准申請する、或いは場合によって届け出(中国語で「備案」)しなければならないこととなります。
第十五条	外商投資商業企業が店舗開設する全ての土地は、国家の土地管理に関する法律、行政法規の規定に従わなければならない、公開入札、競売、公告応募などの方式で商業用地を取得しなければならない。	中央政府は土地の乱開発(規定された許可を得ず、或いは手順を踏まず、不法に農民から土地を収用開発して、工業用途に転換すること)摘発に注力していますが、この条項も外商投資商業企業が店舗開設する土地は国家の土地管理規定に合致しているだけでなく、公開入札などの方法で取得しなければならない、としています。 また店舗開設については建物の賃貸借契約で賃借するケースが多いと思われませんが、その場合も合法的な所有者から合法的な手続きを踏んで賃借しなければならないことは勿論です。
第十六条	外商投資商業企業が、国家として特殊な規定を有する商品及び割当、許可証管理に係る輸出入商品を経営(取扱)する場合、国家の関連規定に従っ	この条項は外商投資商業企業だけでなく、全ての外資系企業、中国系企業に適用される規定です。

	て手続きを行わなければならない。	
第十七条	<p>外商投資商業企業が以下の商品を経営する場合、本弁法の規定に符合しなければならない以外に、以下の規定に符合しなければならない。</p> <p>外商投資商業企業が図書、新聞、定期雑誌を取扱う場合、(外商投資図書、新聞、定期雑誌代理販売企業管理弁法)に符合しなければならない。</p> <p>外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営して製品油の小売に従事する場合、安定した製品油の仕入れルートを有し、当地のガソリンスタンド建設規格に符合し、経営する施設は現有の国家標準及び計量検定規定に符合し、消防、環境保護などの要求に符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。</p> <p>外商投資商業企業が薬品取扱を行う場合、国家の薬品販売管理規範に符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。</p> <p>外商投資商業企業が自動車(販売)を行う場合、批准された経営範囲内において取り扱わなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。</p> <p>本弁法第十八条及び本条が別途規定するものを除き、外国企業が投資して農業副産物、(農薬、種、肥料、飼料、農機具、漁具などの)農業生産資料を扱う商業企業を設立する場合は、地域、出資比率及び投資金額の制限を受けない。</p> <p>卸売りに従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日前には薬品、農薬及び農業用フィルムを経営してならない。2006年2月11日前には化学肥料、</p>	<p>この条項はそれぞれの商品について、外商投資商業企業が扱おうとする場合の細目を規定したものです。 「別途商務部が規定を制定する」という表現も多く、これらの比較的特殊な商品の卸売り、小売り企業はやはり実施細則が公布された後に進出を検討することになります。 「農業生産資料」という言葉は、農薬、種、肥料、飼料、農機具、漁具など、農・牧・漁業に用いられる原材料、機械工具、添加剤などを指します。</p>

	<p>製品油及び原油を経営してならない。</p> <p>小売りに従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日前は薬品、農薬、農業用フィルム及び製品油を経営してならない。2006年2月11日前には化学肥料を経営してならない。</p> <p>卸売りに従事する外商投資商業企業は塩、タバコを経営してならず、小売りに従事する外商投資商業企業はタバコを経営してならない。</p>	
第十八条	<p>同一外国投資者が中国国内において累計開設店舗 30 店舗以上で、経営品目に図書、新聞、雑誌、自動車(本制限は 2006 年 12 月 11 日より撤廃)、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、製品油、(穀物などの)食料、植物油、砂糖、綿花等の商品を含む場合、且つ上述の商品が異なるブランドに属し、異なる仕入先から仕入れる場合、外国投資者の出資比率は 49%を超過してはならない。</p>	<p>本条項は印刷物、自動車、薬品、農業関連商品、ガソリン、基礎食料品、綿花などは独資の外商投資商業企業を禁止したのですが、累計開設店舗が 30 店舗に達しない場合は本規定の適用を受けませんので、主として大規模卸売、小売りの外商投資商業企業を規制する規定となっています。</p>
第十九条	<p>外商投資商業企業が他社にフランチャイズ経営方式で店舗開設を委任する場合、本弁法の規定を遵守する以外に、国家がフランチャイズ経営活動に別途規定している場合、その規定も遵守しなければならない。</p>	<p>フランチャイズ経営方式(中国語では「特許経営」と言っています)で外商投資商業企業を設立する場合は、国内の全ての同類企業を規制した『商業フランチャイズ経営弁法』(内貿行一字(1997)第 124 号、1997 年 11 月 14 日国内貿易部公布)、或いは『チェーン店に関する登記管理関連部門の通知』(工商企字(1997)第 147 号)、『企業のチェーン店経営における財務管理問題の暫行規定』(財商字(1997)第 411 号)など、フランチャイズ経営、チェーン店経営に関する一連の規定がありますので、それらも参照しなければならないことを確認しています。</p>
第二十条	<p>外商投資商業企業が競売業務を行う場合、『競売法』、『文化財法』などの関連法律に符合しなければならず、商務部</p>	<p>前条と同様、既に国内の全ての同類企業を規制した関連規定があり、その遵守を確認したのですが、「実施弁法は商務部が別途制定」と</p>

	が審査批准を行う。具体的な実施弁法は別途制定する。	していますので、外商投資商業企業のみに適 用される規制が追加される可能性があることを 伺わせませす。
第二十一条	2004年12月11日より、外資商業企業 の設立を許可する。	「外商投資商業企業」という言葉は、独資、合 弁、合作など、どのような形式でも外国資本が 入っている場合に使われますが、ここに言う「外 資商業企業」という言葉は100%外国資本とい う意味で、いわゆる独資企業の外商投資商業 企業を指します。ちなみに全て外国資本であ れば投資者が複数で外国資本同士の合弁事 業の場合も独資企業である外資商業企業に分 類されます。
第二十二条	小売りに従事する外商投資商業企業及 びその店舗の設立地域は2004年12月 11日より前は省都、自治区首府、計画 単列市及び経済特区に限る。2004年12 月11日以降は地域制限を撤廃する。 卸売り業務に従事する外商投資商業企 業は本弁法実施日より地域制限を撤廃 する。	本条も内容的には第二十一条と同様で、外商 投資商業企業に対する地域制限の規制を述べ たものです。
第二十三条	外商投資企業が国内で商業分野に投 資する場合、(外商投資企業の国内投 資に関する暫定規定)に符合しなけれ ばならず、本弁法を参照して手続きを行 わなければならない。	本条は中国に既に設立されている外商投資企 業(合弁、独資、合作を問いません。以下「外資 系企業」といいます。)が、中国国内で投資して 新たに外商投資商業企業を設立しようとする場 合の規定を定めたものです。 この規定によれば単に『外商投資企業の国内 投資に関する暫定規定』(対外貿易経済合作 部・国家工商行政管理局2000年7月25日公 布、9月1日施行)と本弁法による、としています ので、逆に言えばこの本弁法と『外商投資企業 の国内投資に関する暫定規定』を満たせば、 既存の外資系企業は中国国内に外商投資商 業企業を設立することができる、ということになり ます。 次の第二十四条に規定がありますが、既存の 生産型外資系企業が営業範囲を拡大して外商

		<p>投資商業企業を兼営することは、行政上も税務上もいろいろな矛盾や問題点が考えられ、むしろこの第二十三条によって、既存の生産型外資系企業が投資して、別会社としての外商投資商業企業を設立する動きは多くなると予想しています。</p> <p>ただし、中国の独資企業が100%出資する商業企業は「外商投資」となりません。少なくとも25%以上を外国の親会社が出資するなど、「外商投資」企業の資格は満たす必要があります。</p>
第二十四条	<p>外商投資商業企業以外のその他外商投資企業が本弁法第三条に列する経営活動を行う場合、本弁法の規定に符合しなければならず、且つ法に従って相應の経営範囲に変更しなければならない。</p>	<p>前条は設立済みの外資系企業が投資して外商投資商業企業を設立する場合でしたが、この条項はやはり設立済みの外資系企業が自らその営業範囲を拡大して、外商投資商業企業の商業業務、すなわち卸売りや小売業を兼営することについて定めたものです。</p> <p>本弁法の規定によって、かつ必要な営業範囲拡大のための申請手続きを行い、批准を受けて新しい営業範囲の営業許可証を取得すれば、既存の外資系企業も外商投資商業企業の営業範囲である卸売りや小売業を兼営することが可能であることを明確にしたもので、前条と同じく可能性があることを明確にした意義は大きいと言えます。</p> <p>これにより、外資系生産型企業は営業範囲を拡大することによって、自ら生産するもの以外の商品も仕入れ或いは輸入して販売、或いは国内で仕入れて海外に輸出することが可能となります。</p> <p>また上海外高橋保税區などの、国際貿易権(国内で仕入れて輸出する、或いは輸入して国内で販売する)も国内流通権(国内で仕入れて国内で販売する)も無いとされている保税區の貿易型や倉庫仕入型企業に対しても、現在は保税區内のみ限定されている国際貿易権と国内流通権が一挙に全中国エリアに拡大される</p>

<p>第二十五条</p>	<p>香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国その他の省、自治区、直轄市で投資して商業企業を設立する場合、以下に記述する規定以外に、本弁法を参照して執行する。</p> <p>1. 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は内地に外資商業企業を設立することができる。</p> <p>2. 香港、マカオの商業サービス提供者は内地に設立する小売り企業の地域範囲を地方級都市に拡大し、広東省においては県級都市まで拡大する。</p> <p>3. 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は本弁法の関連条項に基づいて内地に自動車小売り業務に従事する商業企業の設立を申請することができるが、その申請前三年の年間平均販売額は1億米ドルを下回ってはならず、申請前一年の資産額は1000万米ドルを下回ってはならない。内地に設立する自動車小売り企業の登録資本最低限度額は1000万元人民元で、中西部地区に設立する自動車小売り企業の登録資本が最低限度額は600万人民元とする。</p> <p>4. 香港、マカオ永久住居者のうちの中国公民が内地の関連法律、法規及び規章に基づき个体工商户を設立して商業小売り活動(特許経営を除く)に従事することを許可し、その営業面積は300平方メートルを超えない。</p> <p>5. 本条に規定する香港、マカオの商業サービス提供者はそれぞれ(内地及び香港の経済・貿易緊密化協定)及び(内</p>	<p>可能性があることを明確にしたものです。</p> <p>今回の『外商投資商業領域管理弁法』で最も驚いたのが香港・マカオ企業であるかもしれませんが、香港・マカオ企業は、2003年6月29日に温家宝首相が香港で調印した『中国・香港経済緊密化協定』により、他の外国企業には厳しく制限していた中国における小売り、卸売り企業の設立条件を香港・マカオ企業に対してのみ大幅に緩和したからです。</p> <p>ただし、外国企業が中国において30万元や50万元で実際的小売り企業や卸売り企業ができるかどうか、それで中国政府が批准許可を出すかどうかは全く別問題ですので、実際は資本金の最低限度規制の事実上の撤廃は、現実的にはそれほど意味はないのかもしれませんが。</p>
--------------	---	---

	地及びマカオの経済・貿易緊密化協定)の中の「サービス提供者」の定義及び関連規定の要求に符合しなければならない。	
第二十六条	外商投資企業が関連業界協会に加入し、企業自律を強化するのを奨励する。	
第二十八条	本弁法は商務部が解釈の責任を有する。	
第二十九条	本弁法は2004年6月1日より施行する。	
第三十条	原国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が連合して公布した(外商投資商業企業試点弁法)は本弁法施行日より廃止する。	従来外商投資商業企業に関して基本的な法律であり、外国企業に対して非常に厳しい制限を課していた(外商投資商業企業試点弁法)は2004年6月1日より全面的に廃止され、今後は全てこの『外商投資商業領域管理弁法』が外商投資商業企業の基本法律となります。

## 『外商投資商業領域管理弁法』施行に伴う状況調査報告

また、これまでの『外商投資商業企業試験弁法』と『外商投資商業領域管理弁法』の比較については、下表をご参照ください。

## 小売業

	(旧)外商投資商業企業試験弁法		(新)外商投資商業領域管理弁法
地域制限	WTO加盟時	深圳、珠海など13都市	2004年12月11日までは省都、自治区首府、直轄市、計画単列市及び経済特区
	03年12月11日まで	全省都及び重慶、寧波	
	04年12月11日以降	地理的制限撤廃	地域制限を撤廃
出資比率制限	WTO加盟時	外資50%以下合弁	1部の商品(薬品、食品、油、肥料、砂糖、綿花など)取り扱い業を除き、12月11日より原則的に出資比率制限を撤廃
	03年12月11日まで	外資51%以上合弁	
	04年12月11日以降	規制撤廃	
資本金制限	5000万元以上(中西部地区3000万元以上)		『公司法』に符合(規定は30万元以上)
外国投資者制限	申請前3年の平均年売上高が20億ドル以上で、申請前1年の資産総額が2億ドル以上		制限せず、但し国際的大規模の商業投資者の投資を奨励
自営商品の輸出入権	有り。但し輸入は当年度売上高の30%以内		有り。限度については言及せず
その他	コミッション代理:不可 フランチャイズ経営:不可 ロイヤリティは売上高の0.3%以内		コミッション代理:可 フランチャイズ経営:可 言及せず

## 卸売業

	(旧)外商投資商業企業試験弁法		(新)外商投資商業領域管理弁法
地域制限	WTO加盟時	深圳、上海浦東のみ	地域制限を撤廃(2004年6月1日以降)
	03年12月11日まで	規制撤廃	
	04年12月11日以降	-	
出資比率制限	WTO加盟時	外資49%以下合弁	1部の商品(薬品、食品、油、肥料、砂糖、綿花など)取り扱い業を除き、12月11日より原則的に出資比率制限を撤廃
	03年12月11日まで	外資51%以上合弁	
	04年12月11日以降	規制撤廃	
資本金制限	8000万元以上(中西部地区6000万元以上)		『公司法』に符合(規定は50万元以上)
外国投資者制限	申請前3年の平均年売上高が25億ドル以上で、申請前1年の資産総額が3億ドル以上		制限せず、但し国際的大規模の商業投資者の投資を奨励
自営商品の輸出入権	有り。但し輸入は当年度売上高の30%以内		有り。限度については言及せず
その他	コミッション代理:不可 ロイヤリティ:売上高の0.3%以内		コミッション代理:可 ロイヤリティ:言及せず

## 三、『外商投資商業領域管理弁法』公布後の動き

## 1. 既存企業の商業領域への経営範囲拡大に関する規定の公布

『外商投資商業領域管理弁法』公布により、外商独資商業企業の設立が認められましたが、同弁法には既存生産型企業の商業領域への経営範囲追加に関する条項も含まれており、商務部は弁法公布後も、『外商投資非商業企業の仕入販売経営範囲追加の問題に関する通達』（2005年4月2日商務部公布）や『保税區及び保税物流園區の貿易管理関連事項についての商務部弁公庁・税関総署弁公庁の通知』（商資字[2005]76号、2005年7月13日商務部、税関総署公布）を公布し、既存の生産型企業や保税區企業の商業領域への経営範囲追加の詳細が発表され、商業企業設立全般に関する法律規定が出揃いました。

これらの詳細については、第六章の既存企業の商業企業関連 Q & A をご参照ください。

## 『外商投資商業領域管理弁法』公布後の動き

2004年	4月16日、『外商投資商業領域管理弁法』公布
	6月1日、『外商投資商業領域管理弁法』施行
	12月11日、独資による外商投資商業企業の設立申請受付開始。
2005年	2月5日、日系第一号となる「上海ケンコー商貿有限公司」誕生（商務部批准は2005年1月31日付）。
	5月下旬、『外商投資非商業企業の仕入販売経営範囲追加の問題に関する通達』（商資函[2005]第9号、2005年4月2日公布）により、生産型企業、投資性公司等の『非商業企業』による商業領域への経営範囲拡大申請の受付開始。
2005年	8月中旬、『保税區及び保税物流園區の貿易管理関連事項についての商務部弁公庁・税関総署弁公庁の通知』（商資字[2005]76号、2005年7月13日公布）により、保税區貿易型企業等による商業領域への経営範囲拡大申請の受付開始。
	12月9日、『地方部門に外商投資商業企業の審査批准を委任する件に関する商務部通知』（商資函[2005]94号）公布。2006年3月1日より、通信販売、インターネット販売、鋼材、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム等の重要工業原材料の卸売り・小売り、図書、新聞、定期雑誌の取り扱い、ガソリンスタンド経営等、一部の例外を除く商業企業の設立審査認可権限が省・直轄市レベルの商務主管部門に移譲されることとなった。
2006年	3月1日、商務部の『地方部門に外商投資商業企業の審査批准を委任する件に関する商務部通知』（商資函[2005]94号）発効。地方部門に外商投資商業企業の審査批准権限を委譲。

## 2. 外商投資商業企業批准権限の地方委譲について

商務部は2005年12月9日、『地方部門に外商投資商業企業審査批准を委任する件に関する通知』(商資函[2005]第94号)を公布し、2006年3月1日より外商投資商業企業の審査批准手順を更に簡素化し、作業効率を高めるために、外商投資商業企業の審査批准事項の一部を省級商務主管部門及び国家級経済技術開発区管理委員会(以下、地方部門と略する)に委託して行うこととなり、外商投資商業企業が『外商投資商業領域管理弁法』第9条の方式により、卸売り小売り業務に従事する場合で、下記2項に該当するもの以外は、地方部門がその審査認可権限内で審査認可し、商務部に登録する形となりました。下記2項目にあてはまる場合、これまでと同様、商務部での審査批准となります。

経営方式がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等による販売であるもの。

卸売小売する商品が鋼材、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム等の重要工業原材料、及び『外商投資商業領域管理弁法』第17条、18条が規定する商品。

また、小売業務に従事する外商投資商業企業が店舗を開設する場合で以下の条件に符合する場合は、地方部門がその審査認可権限範囲内で認可し、商務部に登録します。

単一店舗の面積が5,000㎡を超えず、店舗数が3店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が30店を超えない場合。

単一店舗の面積が3,000㎡を超えず、店舗数が5店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が50店を超えない場合。

単一店舗の面積が300㎡を超えない場合。

過去、商務部が設立を認可した外商投資商業企業、商務部の認可を経て卸売小売を営業範囲に追加した外商投資非商業企業の変更申請、及び生産型企業や保税區貿易型企業が商業企業の営業範囲を追加しようとする場合の変更申請についても、上記外商投資商業企業設立の認可権限に基づき地方の商務主管部門が手続を実施して、商務部に報告することとなりました。

### 第三章 外資系企業進出動向の変化

+++++

#### 一、中国への外資進出形態

日本をはじめとした外国企業が中国進出を検討する場合、進出形態は、大きく分けて今の 3 種類があります。資本進出しない委託加工、駐在員事務所や支店の設立、現地法人の設立です。

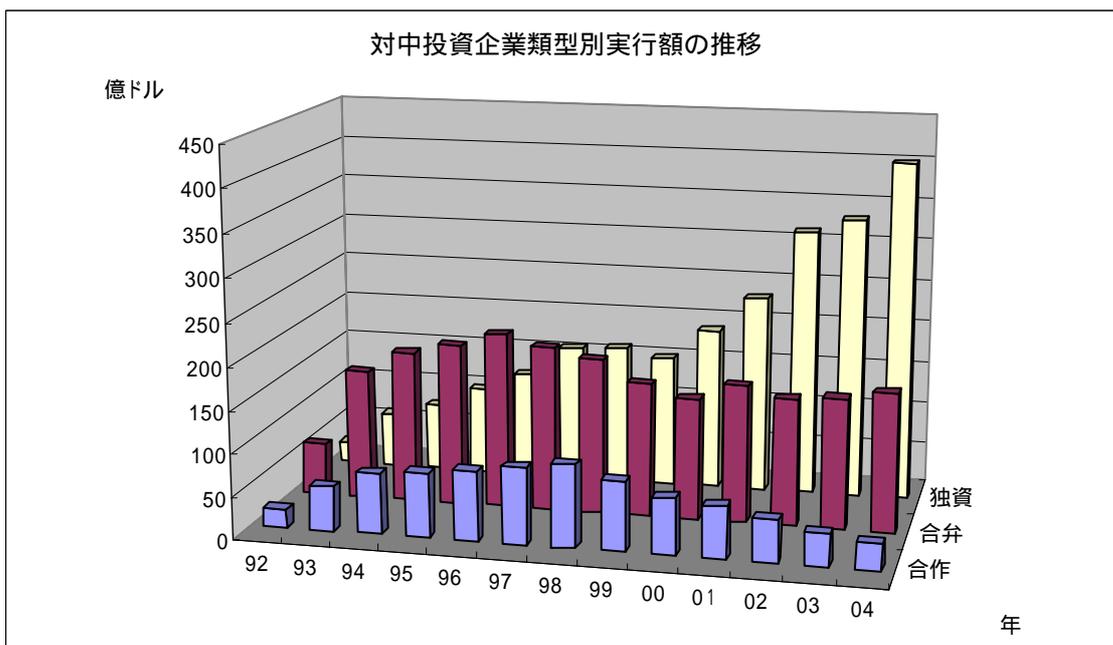
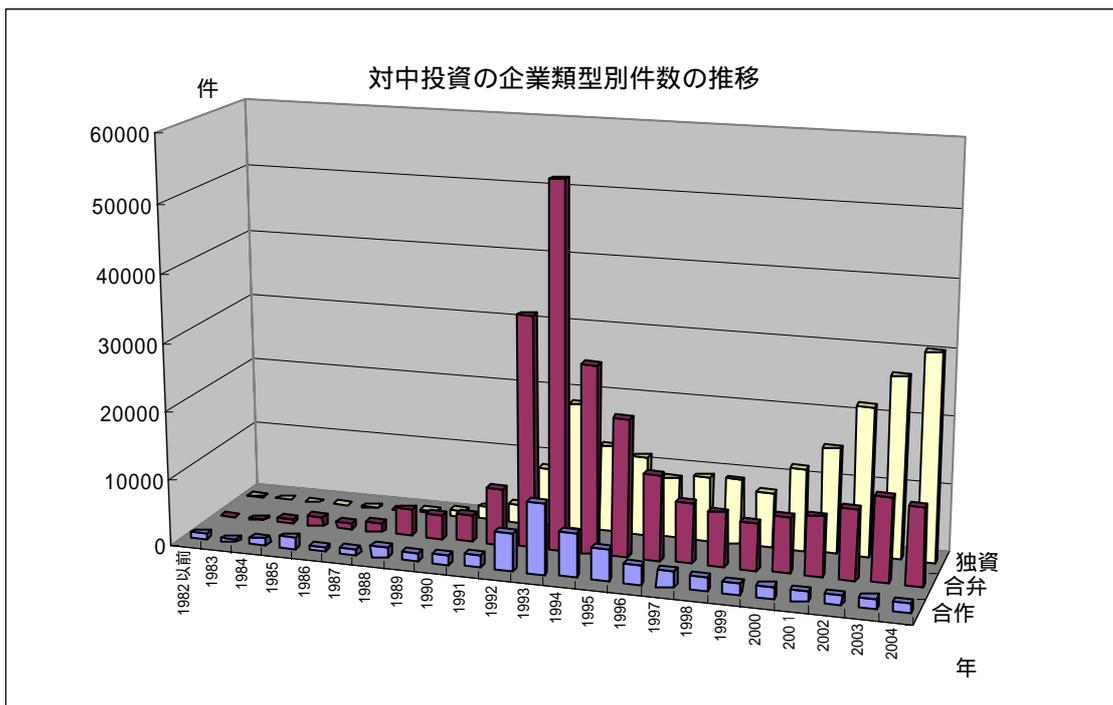
この中でも、現地法人の設立には、外国資本 100%による進出(独資企業)、合弁企業、合作企業 の 3 方法があります。

独資・合弁・合作企業の比較表

	独資企業	合弁企業	合作企業
適用法律	外資企業法 (1988 年公布施行、 2000 年 10 月改正)	中外合弁経営企業法 (1979 年公布施行、2001 年 3 月改正)	中外合作経営企業法 (1988 年公布施行、 2000 年 10 月改正)
組織と経営	董事会指導下の総経理責任制		合作契約により決定
リスクの負担 と利益分配	リスクは 100% 投資者負担 利益分配も 100% 投資者 が享受	出資比率に応じたりリスク分 担と利益分配	合作契約により決定
外国側の メリット	1. 会社経営方針の決定が 自由。 2. 従業員待遇などが自由に 決定できる。(労働争議 の可能性に注意が必要)	1. 外国側の投資資本が少 なく、出資比率によっては 国内企業待遇。 2. 中国側の資産、労働力、 販売ルートなどが十分に 利用できる。 3. 外国側の派遣者が少な くてすむ。	1. 基本的に合弁企業と同 じ。 2. 権利や義務はすべて双 方の話し合いにより合作契 約によって決定できる。 3. 合作契約により比較的 短期間で利益を回収する ことができる。
外国側の デメリット	1. 外資側の投資資本が多 い。 2. 全て独自独力で企業運 営する必要がある。 3. 中国法人ではあるが、外 国企業待遇に近い。	1. 董事会での重要事項拒 否権があり、中国側親会 社との協調が必要。 2. 中国側親会社からの影 響が避けられず、悪影響と ならないよう注意が必要。	1. 合作契約により企業が 赤字でも契約に定めた利 益分配が必要。 2. 再投資などの長期的企 業戦略は立てにくい。

中国で改革開放路線をとった当初から、直接投資は合弁企業または合作企業の進出がメインでした。特に 1979 年から 85 年頃までは、外資導入においての合作企業比率は過半数を超え、その後、86 年から 96 年の約 10 年間は合弁企業による進出が過半数を占める状況が続きました。

1990 年以降、徐々に独資企業(外国企業同士の合弁もふくむ)が進出全体のシェアを伸ばし、2004 年末のデータでは、直接投資件数の 70%が独資企業となっています。90 年以降に独資企業が伸びたのは、中国政府による独資企業への進出業界に対する規制が緩和されたことが大きく影響しています。



2004 年末時点で、独資が直接投資の 70%を占めるようになったわけですが、中国進出が進むにつれて、ニーズが多様化しました。それは、生産型企業による進出の場合、基本的に 1 つの企業で取り扱える製品は品種が限られており、外資系企業の進出が進み、各社のニーズに生産型企業では対応が難しくなったためです。日本で多角的経営を行っている企業は、各事業、各製品(例えば機械、ゴム、繊維、電子部品やあるいはもっと細かい分類)で、それぞれ生産型企業を設立し、中国各地でそれぞれが独立して経営するというオペレーションのしにくいシステムをとり、收拾がつきにくくなっていった企業もあったようです。

## 二、投資性会社の設立

中国は 1995 年、『外商投資企業による投資性会社設立に関する暫定規定』(1995 年 4 月 4 日公布・施行)を発表し、投資性会社設立前 1 年間の資産総額が 4 億ドル以上で、中国で設立した企業の登録資本金が 1000 万ドルを超えるか、すでに中国で設立した企業数が 10 ヶ所を超え、その登録資本金総額が 3000 万ドルを超える かの何れかの条件を満たした企業は、投資性会社の設立が可能となりました。投資性会社は、日本で言えば傘型企業、持株会社、ホールディングカンパニーにあたります。

この暫定規定に基づいて、投資性会社を設立した企業は、これまで事業部ごとに中国進出を果たした企業と今後進出するであろう事業を統括する目的で投資性会社を設立した企業もたくさんありました。投資性会社自体の登録資本金が 3000 万ドル以上という規定のため、中国において大きなプロジェクトを継続する企業にとっては、中国で統括機能を持つ企業の設立が可能となったことで、企業全体の中国投資戦略や経営方針をまとめやすくなったことがプラスに働いています。

さらに 2004 年 11 月末には『外商投資企業の投資性会社設立に関する規定』が公布され、「投資性会社が『外商投資商業領域管理弁法』に基づいて、コミッション代理、卸売り、小売り、フランチャイズ経営活動をする場合には、法に基づいて経営範囲を拡大すること」という条項が盛り込まれ、中国で多角経営を目指す大企業にとっては、徐々に環境が整備されつつあることを感じ取れることとなりました。

## 第四章 外商投資商業企業の設立手順

～ 商業企業設立前の検討事項から経営開始まで～

+++++

本章では外商投資商業企業を設立する場合に実際に行われる順序に基づき、それぞれの段階においての注意事項などをご説明します。

### 一、商業企業設立前に検討されるべき事項

#### 1. 設立あるいは経営範囲拡大のための基本要件『外商投資商業領域管理弁法』に見る設立要件

外国投資者は良好な信用と評判を有し、中国の法律、行政法規及び関連規定に違反行為がないものでなければならない。(第六条)

最低登録資本は(公司法)の関連規定に符合すること。(第七条)

外商投資企業登録資本及び総投資額の関連規定に符合すること。(第七条 )

外商投資商業企業の経営期限は一般に 30 年を超えず、中西部地区に設立する外商投資企業の経営期限は一般に 40 年を超えない。(第七条)

外商投資企業は批准を経て、いくつかの種類の販売業務を行うことができ、その経営する商品種類は契約、定款の関連経営範囲内容の中に明記しなければならない。(第九条)

しかしながら、塩、タバコの卸売りは禁止。図書、新聞、定期雑誌、製品油、薬品、自動車など一部の品目についても制限事項があります。

#### (第七条 )

『中外合資経営(合弁)企業の登録資本と投資総額の比率に関する暫定施行規定』の第三条  
(国家工商行政管理総局、1987 年 3 月 1 日公布、施行)

投資総額	最低登録資本金
300 万米ドル未満	70%以上。
300 万米ドル以上 1,000 万米ドル未満	50%以上。ただし 210 万米ドル以上であること。
1,000 万米ドル以上 3,000 万米ドル未満	40%以上。ただし 500 万米ドル以上であること。
3,000 万米ドル以上	33.3%以上。ただし 1,200 万米ドル以上であること。

\* 独資会社設立の際も同規定に準拠します。

## 2. 新規商業企業の設立か、それとも既存会社の経営範囲拡大か

### 1) 商業企業設立(経営範囲拡大)に関わる重点検討事項

経営範囲: 弁法の要求に基づき、取扱商品あるいは商品分野を具体的に明記する必要があります。取扱商品を具体的にリストアップし、それを商品カテゴリーごとに簡潔に記載します。税関分類や国民経済分類にて規定されている商品カテゴリーを参照するのも一つの方法です。どのぐらいの包括的経営範囲が認められるかは、明確な基準がありませんが、投資者の実力、商業企業の事業内容、投資規模を総合的に勘案して、合理的で、説明のつく経営範囲であることが必要となります。

○経営する商品によっては商務部の審査認可が必要

○危険化学品、食品、医療機器など、営業許可証とは別に各業界での「経営許可証」が必要なもので、これがないと営業許可証が出ないもの

上記 2 点を含まない経営範囲で、まず、企業設立申請し、営業許可証取得後に「経営許可証」取得要件を満たし、経営範囲拡大を行う方法も検討できます。

事業計画と投資規模: この両者が見合っていることが要求されます。総投資額の中身はほとんどが運転資金であり、事業計画を達成するために必要な運転資金を見積もり、これをカバーできるだけの総投資額を設定する必要があります。

例えば、5年目の年間売上が12億円(月商1億円)に対して、運転資金は月商の2カ月分必要なら、総投資額2億円、登録資本金1.4億円となります。

事業計画の裏づけとなる市場規模、市場ニーズについては、中国の産業政策に影響が出るほどの大規模プロジェクトは別として、投資金額を大きくしても数10億から20億円の一般商業プロジェクトでは問われることはありません。

### 2) 方法論

#### 新規設立

申請した分類商品の卸売り、小売り、競売を除くコミッション代理、輸出入、その他関連付帯業務が可能で、保税品の取扱いはできませんが、経営範囲内商品のついでにかなり自由な商業行為が可能です。ただし、生産行為はできません。

#### 生産型企業の経営範囲拡大

生産型企業が経営範囲を拡大すれば、営業戦略にかなりの幅が出ます。既存の生産品目の範囲内でのみ、自社製品+他社製品の卸売り、輸出入が可能となります。現生産品目以外の追加は不可で、税務の取扱いにまだ不明瞭な点があります。

#### 保税区内企業の経営範囲拡大

保税区内企業が経営範囲を拡大する場合、従来の保税区企業としての経営範囲には影響がありませんが、商業分野における取扱い品目を記載する必要があります。また、保税区内企業としての各種制約は受けます。

経営範囲拡大後も生産型企業が既存の優遇政策を享受し続ける場合、商業行為による売上高

が占める比率が50%以下でなければなりません。

保税区内企業の経営範囲拡大については、保税區企業に対する従来からの制約などにより、人民元営業収入の外貨転、異地輸出入通関が実務上可能であるか、異地輸出通関した際の仕入れ増値税の還付可否など、実務上取扱いが完全にはっきりしない面がありますが、は理論上の効果は同様といえます。

### 3. 事業化調査報告書(フィージビリティースタディー)の作成

商業企業の新規設立にしても、既存企業の経営範囲拡大にしても、計画が実行可能であること、実際に計画している企業規模と投資規模との整合性、採算が取れる事業であるか否かなどをフィージビリティースタディー(以下、F/S)の中できちんと説明できなければなりませんし、その説明に矛盾がないことが重要です。F/Sの作成におけるポイントをご説明いたします。

#### 1) 事業計画達成のための必要投資額の算定

一般的に政府関連部門に対して提出するF/Sは、開業年から5年間の事業計画、資金計画を作成しますが、必要投資額の構成要素としては、運転資金、設備投資資金、開業費や無形資産投資などがあります。

運転資金: 取り扱いを予定する商品ごとの仕入/販売単価・数量・支払い/回収サイト、在庫期間などを考慮した額。概算で5年間の平均月商の約3カ月分。

設備投資資金: OA 機器など

開業費や無形資産投資: 事務所賃貸借契約、営業許可証取得後の各種登記/申請費用など

#### 2) 必要な投資額の資金調達方法:

投資総額に応じた最低登録資本金比率に規制があります。投資総額と登録資本金の差額部分に関して、融資承諾書の提出が必要です。

#### 3) 事業化計画(約5年間分):

諸経費(労務費、原価償却費、ユーティリティー費、事務所店舗賃貸借費、広告費、物流費など)の計画とキャッシュフロー、損益計算書、貸借対照表の作成が必要です。投資回収期は投資金額にもよりますが、5年前後が望ましいと思われます。何年も赤字のF/Sは事業が実現できないという理屈になり、認可されません。

#### 4) F/Sに記載すべき項目: 以下は、参考構成要素です。

プロジェクト申請根拠

プロジェクト概況: 会社名、法定住所、企業形態、経営期間、経営範囲、経営規模、投資総額と登録資本金額、出資方法とその期限

投資者概況: 会社名、法定住所、法定代表者氏名、業績などの説明

プロジェクト設立の意義と必要性

市場の動向と今後の見通し

仕入/販売方式と計画

商標使用に関する説明

会社設立地と固定資産投資に関する説明

従業員構成と会社組織図

経済分析:財務、投資関連、損益関連の各分析

事業化調査に関する最終結論

## 二、具体的な商業企業設立申請登記(設立申請から営業許可証取得まで)

### 1. 商業企業設立登記場所の決定と物件賃貸借(或いは購入)協議書の締結

中国で外商投資生産型企業を設立する場合は、まず設立予定場所を決定しなければなりません。商業企業を設立する場合も、まず第一歩は登記場所の確保です。

卸売り企業を設立する場合、商業地区のオフィスビルの一室を賃借するのが一般的ですが、小売企業を設立する場合は、店舗を賃借しなければなりません。家主が小売権を有する物件(百貨店など)で店舗開設の予定がある場合、一般的には卸売り企業を設立し、当該店舗を通じて百貨店に商品を卸売りする形態をとります。

賃貸借(或いは購入)協議を締結する際に気をつけたいのが、オフィスビル家主に賃貸借資格があるかどうか、法人の登記住所として使用できる物件であるかどうかの確認と、その物件は商業企業として使用する旨を協議書内で明確化することです。これらの確認作業が完了していないと、設立申請時に設立が認可されないなどの問題が起こりやすくなります。

### 2. 設立を予定する商業企業の企業名称仮登記

企業名称の仮登記も他の外商投資企業設立と同様、企業の設立申請に先立って使用を希望する企業名称を申請し、「仮押さえ」する必要があります。

企業名称の構成には一定のルールがあり、屋号 + 地域名 + 業種 + 企業形態で構成します。商業企業の場合、一般的には業種を「商貿」や「商業」にして商業企業であることを明確にし、「○○○(上海)商貿有限公司」、または「上海○○○商業有限公司」という風にして申請します。

事業の全国展開を希望する企業で名称内に「中国」を使用する場合は、国家工商行政管理総局(中央政府)への直接申請となり、最低登録資本金が 5,000 万人民币以上、親会社と同一屋号を使用するという最低条件を満たした上での当局の判断により使用の可否が決定されます。

屋号は、同一業種に同様の或いは似通った屋号がある場合、仮登記が受理されません。先に進出したグループ会社と同様の屋号を使用したい場合は、そのグループ会社から「屋号の使用を許可する」旨の承諾書を発行してもらえば仮登記が可能ですが、全く別会社が希望する屋号と似通った屋号をすでに登記し使用している場合、別の屋号候補を決めなければならない、意外と時間を取られることがあります。

### 3. 設立する省・直轄市(地方政府)レベルでの審査認可手続

2004年12月に外国企業による商業企業設立が開放されてから、地方政府レベルでその設立審査認可を経て、商務部(中央政府)による正式な審査認可を取得していましたが、2006年3月1日から、審査認可の権限が地方政府に委任され、以下の2項目にあてはまらない場合は、地方政府が審査認可権限内で認可し、商務部へ登録するという形を取ります。

経営方式がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等による販売。

卸売小売する商品が鋼材、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム等の重要工業原材料、及び『外商投資商業領域管理弁法』第17条、18条が規定する商品であるもの。

また、小売業務に従事する商業企業が店舗を開設する場合で以下の条件に符合する場合は、地方政府関連部門がその審査認可権限範囲内で認可し、商務部に登録します。

単一店舗の面積が5,000㎡を超えず、店舗数が3店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が30店を超えない場合。

単一店舗の面積が3,000㎡を超えず、店舗数が5店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が50店を超えない場合。

単一店舗の面積が300㎡を超えない場合。

ただし、M&A方式により外商投資商業企業を設立する場合、国内外企業が同一管理層により管理されている場合、或いは実際の管理者が同一人である場合、商務部に申請して認可を受ける必要があります。

#### 1) 地方審査権限内の卸売り企業設立審査認可手続

上海市での卸売り企業設立の場合、外商投資企業の主管部門である上海市外国投資工作委員会で申請受け付けが行われ、提出した申請書類が完備しているか、申請内容が適当であるかなどの審査が行われます。認可されれば、批准証書が発行されます。

#### 2) 地方審査権限内の小売り企業設立審査認可手続

上海市での小規模小売り企業設立の場合、まず国内商業領域主管部門である経済委員会で申請受け付けが行われ、書類の完備状況、国内販売に関する申請内容の審査が行われます。認可されれば経済委員会が認可回答書を発行しますので、その認可回答書と必要書類を上海市外国投資工作委員会に提出します。ここでは外商投資企業設立に適切かどうか審査され、認可後にプロジェクト認可回答書と批准証書を受領します。

#### 3) 大規模小売り企業設立申請に対する地方政府での審査手続

大規模小売り企業の場合、上海市経済委員会で初期審査の認可を受け経済委員会発行の「上海市の都市発展及び都市商業発展(計画)の要求に符合する旨の説明文書」と商務部宛の送付状

が作成され、商務部へ転送されます。

#### 4. 商務部の審査が必要なプロジェクトに対する審査認可

3. でも紹介したように2006年3月1日から条件を満たす商業企業設立の審査権限が地方政府へ委任され、商業企業設立の作業時間が大幅に短縮されました。しかし取り扱い品目に規定がある場合や一定規模以上で業務展開する場合は、これまでと同様に中央政府の商務部での審査認可が必要です。

##### 1) 卸売り企業で商務部認可が必要なプロジェクト

商務部へ転送された申請書類は、外資司で受け付けられ審査認可が行われ、「商務部の○○○(上海)商貿有限公司設立に関する認可回答書」が上海市外国投資委員会宛に発行されます。この認可回答書をもって、商務部外資司に批准證書の取得申請し、受領します。

##### 2) 小売り企業で商務部認可が必要なプロジェクト

小売り企業の場合、国内販売関連の主管である商務部市場建設司に書類が転送され、審査を受けます。認可が下りれば市場建設司から「商務部の○○○(上海)商貿有限公司設立に関する認可回答書」が上海市外国投資委員会宛に発行されます。この認可回答書をもって、商務部外資司に批准證書の取得申請し、受領します。

#### 5. 営業許可証の取得

上海市外国投資委員会や商務部などの企業設立認可機関より批准證書が発行されれば、営業許可証は原則として企業設立登記地にある省・直轄市の工商行政管理局が発行しますので、必要な書類を添えて所在地工商行政管理局に対し営業許可証の交付を申請します。

外国企業の商業企業設立については、商務部或いは地方政府による審査で設立認可が下りますが、経営範囲内で取り扱う商品が、各業界で個別の取り扱い許可証が必要となる場合、これらを取り扱う経営範囲を有する商業企業の営業許可証には「(準備期間中)」として記載され、1年の有効期間のものが発行されます。

この時点では、個別の取り扱い許可証に関係しない部分についてのみ営業が可能となります。このため1年の有効期間内に、必要データの収集、有資格者の雇用、社内管理規定の整備、体制の確立などの事前準備を済ませ、申請条件を整えて関係部門に取り扱い許可証の取得を申請します。

各業界の取り扱い許可証取得後、営業許可証の経営範囲内の(準備期間中)の記載を抹消する手続を実施しなければなりません。しかし、危険化学品経営許可証、食品衛生許可証など、一部の経営許可証は、営業許可証取得前に取得することが求められるようになっており、この場合、これらを含まない経営範囲で先に企業を設立するなど考慮されなければならない。

## 6. 商業企業設立のための必要書類

商業設立のために必要となる書類は以下の通りです。卸売り企業、小売り企業ともほぼ同じ書類を作成します。

### 1) 企業名称仮登記

企業名称事前審査認定申請書(工商行政管理局指定フォーム)

### 2) 企業設立申請

外商投資企業設立申請書(当局指定フォーム)

フィージビリティスタディー(F/S)

合併契約書(合併の場合)、定款及びその付属文書(商標使用許諾契約など)

外務省と中国在外公館の認証を受けた投資者の企業登記簿謄本、取引先銀行発行の資本信用証明書、法人代表者パスポートコピー

公認会計師事務所の監査が終了している投資者の直近年度の決算監査報告書

設立する商業企業の輸出入商品目録

董事会構成員リスト及び出資各社の董事任命書

企業名称事前審査認定通知書(上記 1)で取得)

企業設立登記住所の使用に関わる証明書類(物件賃貸借契約、不動産権利書)

### 3) 企業設立登記

外商投資企業設立登記申請書(工商行政管理局指定フォーム)

企業設立認可機関が発行した認可文書、批准証書

上記 2)のうち、  
の書類

董事長の証明写真 2 枚(3×4 センチ)

## 三、商業企業設立後の各種登記(営業許可証取得後から経営開始まで)

営業許可証を取得したということは、中国の法律により正式に商業企業が成立したということであり、営業許可証に記載された成立日が商業企業の設立日となります。しかし、設立日 = 操業開始ではなく、実際に正常な営業を開始する前には各部門での登記作業や銀行口座開設などの対外的な作業が必要なほか、社内の体制作りも同時に進めなければなりません。以下に、各部門での登記作業について若干紹介しますが、すべての手続を終えるまでに 2.5 ヶ月～3 ヶ月が必要です(業界別の取扱い許可証の申請取得は除く)。

### 1. 各種登記手続

1) 企業組織機構コード証: 中国国内に設立された企業にはすべてコード番号がつけられます。これは、各会社の ID 番号として、今後の登録作業に必要となります。

2) 社印作成: 営業許可証取得後に社印(公章印)、財務印(銀行取引用)、法定代表者印、税関

専用印、契約専用印、私印(個人での用意も可能)など必要な印鑑を作製します。社印は作製後、公安局に対して登録作業が必要となります。

- 3) 外貨登記: 国家外貨管理局にて外貨登記を行います。外貨登記をして外貨保有/取扱権を有する外国投資企業は、中国企業とは異なる特権を有することになります。
- 4) 外貨口座の開設: 外貨管理局で外貨口座開設申請を行った後、口座開設認可証と必要書類を持って銀行で手続を行います。外貨口座は登録資本金の入金専用口座と通常の取引口座があります。
- 5) 税務(国税、地方税)登記
- 6) 人民元口座開設: 人民元口座には、人民元基本口座と人民元一般口座があります。前者は現金の出し入れが可能な口座で、後者は現金引き出し不可の取引口座です。
- 7) 税関登記: 税関での登記作業です。税関登記をしないと設備や物品の輸出入ができません。所管の税関は企業の所在地税関ですが、所管税関と通関する税関が異なる場合、異地通関手続を行います。
- 8) 財政登記
- 9) 統計登記

## 2. 第一期第1回董事会の開催

3. 資本金払込み、出資監査、営業許可証書き換え、(2)の登記証変更
4. 従業員採用手続
5. 社内規則の作成: 董事会規則、就業規則、財務会計規則、組合規則
6. 契約書の作成: 売買契約、雇用契約など
7. 業界別取り扱い許可証(経営許可証)の申請取得と営業許可証書き換え

営業許可証(準備期間中)取得後に必要な経営許可証の種類は、各業界に渡りますが、主要なものをご紹介します。

危険化学品の経営: 主管安全監督管理部門発行の「批准文書」と「経営許可証」

食料品、飲料の経営: 主管衛生部門の「食品衛生許可証」

薬品/医療機器/制約設備の経営: 主管薬品監督管理局の「許可証」

飲食サービス: 主管衛生部門の「許可証」

営利性ネットワーク情報サービス: 情報産業部門や電信管理機関の「経営許可証」

生産用金属スクラップの収集: 公安部門の「特殊業界許可証」

酒の卸売り/小売り: 酒類専売局の「許可証」

自動車のメンテナンス: 交通主管部門の「批准文書」と「技術合格書」

8. 事務所及び店舗の正式契約と内装、OA 機器やオフィス家具の購入
9. 一般納税人資格の申請取得

## 四、商業企業に関わるその他事項

## 1. 税制

- 1) 増値税: 増値税は間接税の一種で、物の付加価値に対して課税される税金です。税率は 17%(一部物品は 13%)で、課税対象者は物を売った時の売上増値税から物を仕入れた時の仕入れ増値税の差額を納税します。この増値税の計算には、輸出入時の原材料免税の有無や国内販売するか、輸出するかなどが関係しますので、実際はかなり複雑な計算が必要です。

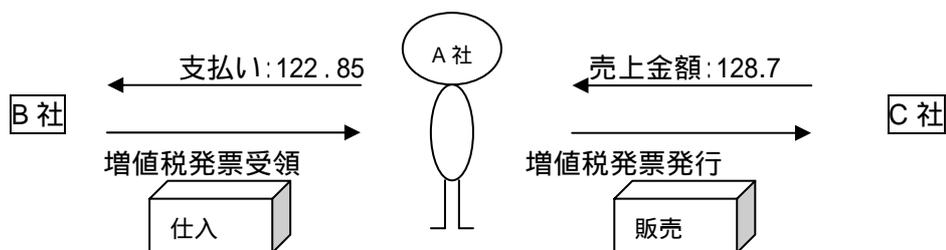
<課税例> 物品仕入(or 輸入)価格を 100、関税率 5%、粗利を 10 とする。

## (1) 輸入物品を中国国内にて販売する場合

輸入増値税額:  $100 \times 1.05(\text{関税率}) \times 17\%(\text{増値税率}) = 17.85$

売上税額:  $110 \times 17\% = 18.7$

増値税納税額:  $- = 0.85$  関税相当額の 5 はコスト算入



## (2) 中国内仕入物品を中国国内にて販売する場合

仕入税額:  $100 \times 17\% = 17$

売上税額:  $110 \times 17\% = 18.7$

増値税納税額:  $- = 1.7$

(要するに粗利=付加価値に 17%がかかる計算) コスト負担は無い

## (3) 中国内仕入物品を中国国外に輸出する場合(還付率 13%とする)

仕入税額:  $100 \times 17\% = 17$

「免除・控除・還付」不能額:  $110 \times (17\% - 13\%) = 4.4$

増値税輸出還付額:  $- = 12.6$  仕入税額のうち、12.6 は輸出者に還付されるが、輸出 FOB 価格に対する徴税率と還付率との差額分はコストとなる。

( ) 上記(1)~(3)は一般納税人資格を保有することが前提。小規模納税人企業の場合、売上税額は 4%(商貿企業)となるが、仕入税額(輸入増値税額)は売上税額からの控除も輸出還付も受けられず、そのままコスト扱いとなる。

- 2) 営業税: 有償労務の提供、無形資産の譲渡、不動産販売によって得た営業収入に対してかかる売上税。税率は娯楽業を除き 3%~20%です。商業企業関連ではコミッション収入に対する課税率は 5%です。

課税率は 5% : コミッション売上額 × 5% = 営業税納税額  
 営業税納税額からは如何なる税額も控除できない。

3)消費税: 特定の製品(ゴルフボール、ゴルフ道具、高級腕時計、自動車等)を輸入、生産、委託加工する企業に対する課税(内税)。

<化粧品輸入の場合の課税例> 輸入価格 100、関税率 16%、消費税率 8%とする。  
 消費税納税額:  $100 \times 1.16$  (関税率) / (1-消費税率 8%) × 8% (消費税率) = 10.09  
 輸入増値税額:  $100 \times 1.16$  (関税率) / (1-消費税率 8%) × 17% (増値税率) = 21.43

4)企業所得税: 経費差し引き後の利益に対する課税。

(1)経営期間 10 年以上の外資生産型企業に対しては各種優遇策有り。  
 「二免三減半」利益計上後、1~2 年目の企業所得税を免税、3~5 年目は半減。  
 基本税率 33%のうち、国税部分(税率 30%)を企業設立地により 24% (沿海経済開放区等)または 15% (経済特区、保税区等)に減税。  
 (2)商業企業を含む非生産型企業に対しては一切の優遇無し。税率は 33%。

5)その他各種税金: 以下、まとめてご紹介します。

税種	納税額計算基準	主要税率	納税対象
個人所得税	個人所得額	5% ~ 45%	企業負担無、源泉徴収実施
土地増値税	土地使用権譲渡額、建物所有権増値収入		土地使用権及び建築物、その他付属物権利の譲渡により得た収入
都市不動産税	不動産標準価格 または賃貸借価格	1%、2% または 12%	不動産所有権を持つ外国投資企業および外国企業
車輛船舶プレート使用税	車輛台数、船舶トン数	定額税率	公共道路を運転する車輛および国内の河川、湖、臨海港で運行する船舶
車輛購入税	売価の課税対象額または税務局認定額	10%	購入、輸入およびその他の方法で車輛を手に入れ、自社用車とする場合
印紙税	締結額、受領証憑額	0.005% ~ 0.1%	書面による合意を交わし、売買、加工請負、所有権移転証書、営業帳簿などの証憑を受領する場合
不動産取得税	土地使用権譲渡額、建物価格	3% ~ 5%	土地使用権や家屋の譲渡、購入、贈与。それらを継承する企業が納税
関税	輸入貨物の税込価格	平均 15%	輸入貨物の受け取り企業、輸出貨物の出荷企業

## 2. 一般納税人資格について

一般納税人資格とは、増値税インボイス(増値税発票)を発行できる資格のことを指し、商業企業の納税率は4%ですが、卸売り企業でこの資格を持たないと販売先での仕入れ控除対象とならない「普通発票」しか発行できません。また自社でも売上税額からの仕入税額控除が認められないため仕入れ税額がすべてコストとなる他、商品輸出時の仕入税還付もされません。このため、卸売り企業については絶対に取得すべき資格です。

### 1) 一般納税人資格取得のタイミング

一般納税人資格認定には、税務登記証、出資監査報告書などが必要となります。このため、営業許可証取得後、外貨・人民元口座の開設、税務登記、資本金の払込、その資本金に対する会計師事務所の出資監査報告書発行を経て、初めて一般納税人資格認定申請に着手できます。

### 2) 申請先

一般納税人資格認定申請は、商業企業の登録住所を管轄する税務局に申請します。

### 3) 申請の手續と所要期間

一般納税人資格認定申請

所管税務局による実施検査、商業企業法定代表者(或いはその授權者)との面談

一般納税人資格審査結果通知

増値税「発票」最大発行額の決定通知

### 4) 資格認定申請時に必要となる資料

一般納税人資格関連申請報告

営業許可証、税務登記証

法定代表者、主要経営管理者及び財務会計担当者の身分証明書

企業経営場所に関する賃貸借契約書或いは不動産権利証明証(産権証)

銀行口座登録証明及び登録資本金の出資監査報告書

千元版発票の万元版への変更に関する理由説明書

( 新設商業企業に対して発行が許可される発票は最大発行金額 9,999 人民元の「4 桁発票」ですが、経営上の必要性により最大発行金額 99,999 人民元のいわゆる「5 桁発票」の発行を希望する場合、上記理由説明書が必要です。)

### 5) 所管税務局の实地検査と面談時に提出する資料

税務局担当者は、实地検査時に上記資料の ~ の正本の他、下記資料の正本に対しても検査を行い、全資料が正本であることを確認した上でコピーし、商業企業の社印を捺印したものを税務局内部審査資料として持ち帰ります。

商品仕入先との商品仕入れに関する契約書(協議書)

商品販売先との商品販売に関する契約書(協議書)

倉庫(物流)業務委託契約書(協議書)

( 税務局は上記 の契約書に記載された取引金額から、企業の1年間の販売額が180

万人民元に達するか否かを判断します。)

6) 指導期間について

新設商業企業に対しては、一般納税人資格認定より半年間の納税指導期間が設けられません。上記指導期間終了後、税務局が、納税評価の結論が正常、面談、実地検査の結果が正常、納税申告、納税額が正常、仕入増値税、販売増地税額の計算が正確で、増値税専用発票とその他合法的な仕入増値税の控除証憑の発行と取得が正確、の4点を検査し、条件に符合していることを確認した後、正式な一般納税人資格が付与されます。

7) その他

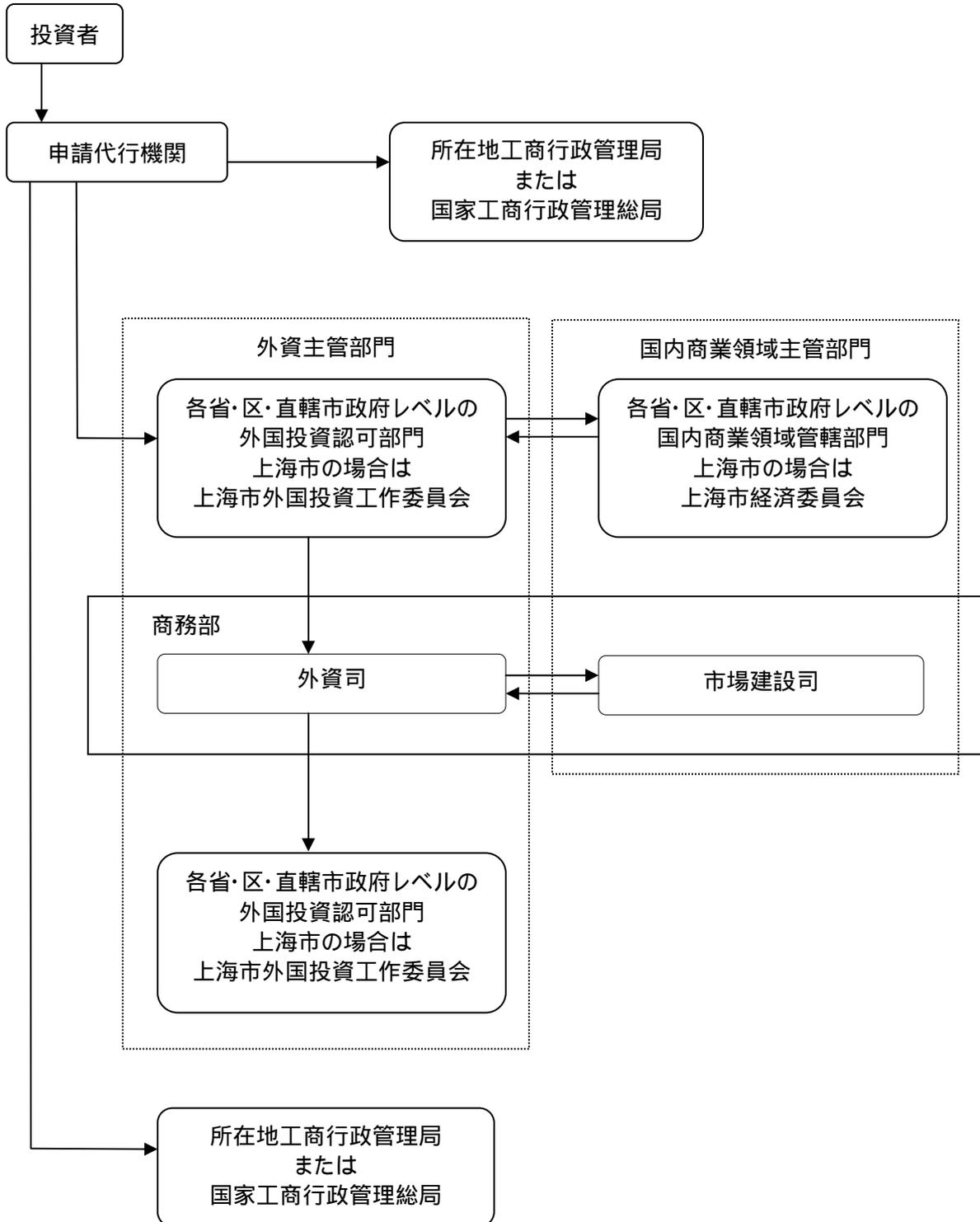
この一般納税人資格認定については、2004年7月に国家税務局が公布した『新設商業企業の増値税徴収の管理強化関連問題に関する緊急通知』(国税発明電[2004]37号)により、認定には180万人民元以上の売上実績達成が必須とありましたが、新設商業企業では実績が出るまでに時間がかかり過ぎるなどの理由から、認定条件引き下げを望む声が各方面から多く出ました。このため国家税務局は同年12月に『新設商業企業の増値税徴収の管理強化関連問題に関する補充通知』(国税発明電[2004]62号)によって、180万人民元の取引実績がない企業でも、税務局との面談及び会社の実態確認を経て、最初から一般納税人資格認定を受けることができるよう改善されました。

補充通知による条件引き下げの要件は以下の通りです。

新設小型商業企業(卸売り企業)の場合、一定の経営規模、固定された経営場所、相応の経営管理人員、売買契約或いは売買意向書、明確な仕入ルート(貨物供給企業の証明)、180万人民元以上の年間売上見込み、があれば指導期間付きの一般納税人資格認定を最初から受けることができます。

輸出入業務のみを行う新設小型商業企業(卸売り企業)の場合、主管税務機関による法定代表人面接及び実地検査を受け、売買契約書或いは売買意向書があり、明確な仕入販売ルート(貨物供給企業の証明)があれば、最初から一般納税人資格認定を受けることができ、輸出した後の増値税還付申請が可能ですが、増値税発票の発行はできません。

(参考) 外商投資商業企業の設定フロー



## 【卸売り企業設立の場合】

	中央政府認可プロジェクト	非中央政府認可プロジェクト	所要期間
	会社設立申請手続き業務を委託	会社設立申請手続き業務を委託	
	企業名称仮登記	企業名称仮登記	1～2週間
	会社設立申請	会社設立申請	1ヵ月～2ヵ月
	商務部宛の送付状発行		
	商務部からの認可文書発行と 地方政府への認可回答		1.5ヵ月～3ヵ月
	会社設立登記申請	会社設立登記申請	1～2週間

## 【小売り企業設立の場合】

	中央政府認可プロジェクト	非中央政府認可プロジェクト	所要期間
	会社設立申請手続き業務を委託	会社設立申請手続き業務を委託	
	企業名称仮登記	企業名称仮登記	1～2週間
	会社設立申請	会社設立申請	2週間～1ヵ月
	地方商業領域主管部門への申請 書類転送	地方商業領域主管部門への申請 書類転送	
	地方商業領域主管部門からの事前 同意書発行	地方商業領域主管部門からの同意 書発行	
	商務部宛の送付状発行		1.5ヵ月～3ヵ月
	中央商業領域主管部門への申請 書類転送		
	中央商業領域主管部門からの認可 文書発行		
	地方政府への認可回答		
	会社設立登記申請	会社設立登記申請	1～2週間

## 第五章 法律施行後の申請及び認可状況

+++++

これまで、過去から現在までの商業企業の法律施行の背景や推移についてご紹介し、第四章では、商業企業の設立手順をご説明いたしました。

第五章では、設立された商業企業について、様々なデータを用いてご紹介します。しかしながら、現在、中国国内の外商投資商業企業の設立に関する統計が正式に出ておらず、統計を取る部門もありません。このため、取得できたデータにのみ分析を加えていますことをご確認ください。

### 一、中国全体の外商投資企業設立の現状

商務部の関係担当者が、上海中国小売業界フォーラムで紹介したデータによると、2005 年末までに中国政府が認可した商業企業は計 1027 社、契約ベースでの外資導入額は 18 億 1600 万人民币に達し、開設された店舗は 1660 店舗を数えます。

この認可数は、中央政府が過去 12 年に認可した商業企業数の合計(314 社)と比較すると約 3 倍の多さとなっています。

### 二、上海市における外商投資企業設立の現状

上海市のデータは、解放日報に公示された外商投資企業設立の公告を元にしたもので、設立日が 2005 年 12 月 31 日までの企業(計:466 社)を集計したものを採用しています。

#### 1. 商業企業の登記

##### 1) 企業登記日

外商投資商業領域管理弁法により、外国企業の独資による外商投資企業設立は 2004 年 12 月 11 日が解禁日(実質は 11 日が土曜日であったために 13 日より受け付け開始)となりました。香港・マカオの企業は CEPA により、2004 年 1 月 1 日より独資での商業企業設立が解禁されました。

これまでの中国の法律は、大原則となる法律発表後に、「実施細則」などで詳しい規定が追加されるケースが多く、外国企業の多くは、「いつ実施細則が発表されるだろうか。」と、発表を待っていた感が大きかったようです。

日系初の輸出入権を持った外商独資商業企業が誕生したとして新聞をにぎわせた「上海ケンコー商貿有限公司」は、2005 年 12 月 13 日に書類提出、12 月 27 日に上海市外資工作委員会が商務部宛に送付文書作成、翌年 1 月 4 日に商務部が申請文書受理、2 月 5

日に批准証書取得、2月28日に上海で営業許可証を取得し、正式に会社が設立しました。

商務部が『地方部門に外商投資商業企業審査批准を委任する件に関する通知』(商資函[2005]第94号、2005年12月9日発表)で、商業企業の審査認可権限を地方政府に委譲することを発表し、上海市の審査認可部門は商業企業設立に関する書類の受理を停止していましたので、2006年初旬の企業設立数は、若干の減少になると思われます。

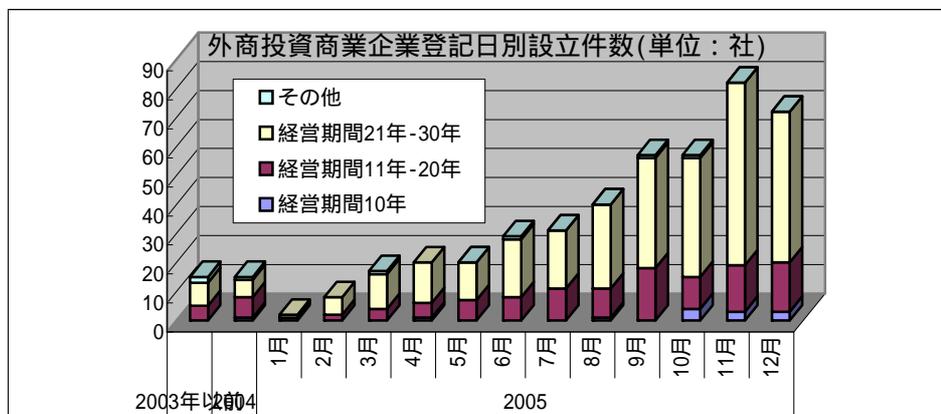
## 2) 経営期間

商業企業の経営期間は管理弁法第七条により、経営期間は一般に30年を超えないと規定されていますので、多くの企業が経営期間30年で企業を設立しています。下表の「その他」には、15年、25年の経営期間のものを分類しています。

上海における外商投資商業企業登記日別設立件数

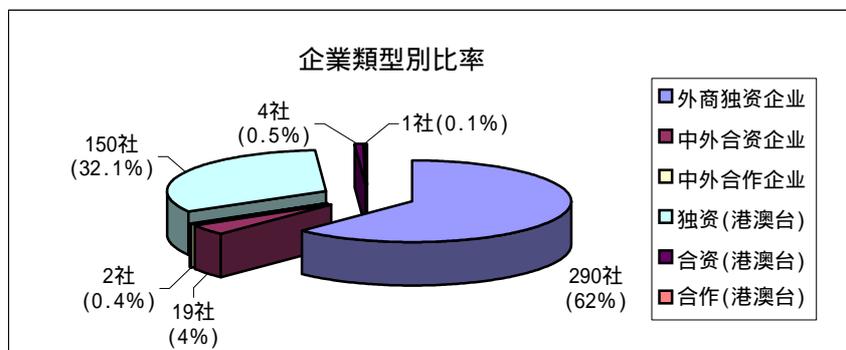
	2003年前	2004年	2005年				
			1月	2月	3月	4月	5月
経営期間10年	0	1	0	0	0	1	0
経営期間11年-20年	5	7	1	2	4	5	7
経営期間21年-30年	8	6	1	6	12	14	13
その他	2	1	0	0	1	0	0

	2005年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
経営期間10年	0	0	1	0	4	3	3
経営期間11年-20年	8	11	10	18	11	16	17
経営期間21年-30年	20	20	29	38	41	63	52
その他	1	0	0	1	1	0	0



### 3) 企業類型

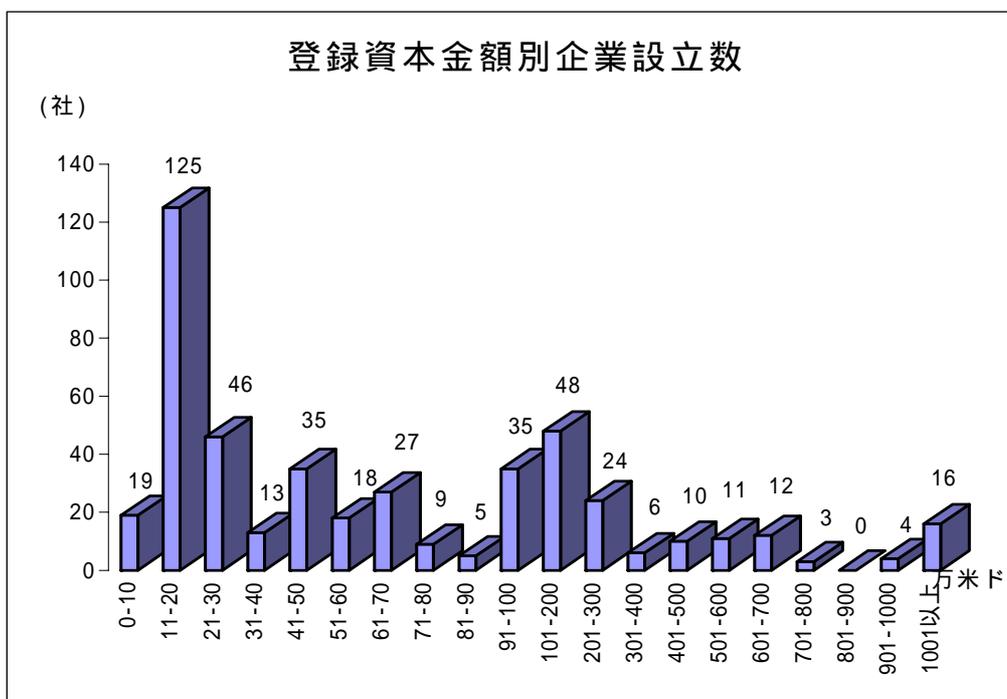
商業企業の類型は、外商独資企業(含:外国人個人による投資)、中外合資(合弁)企業、中外合作企業、港澳台(香港、マカオ、台湾)独資企業(含:個人による投資)、港澳台合弁企業、港澳台合作企業 の6つに分類されます(下図参照)。



### 4) 登録資本金

外商投資商業企業を登録資本金別に見たグラフを用意しました。営業許可証に登録されている幣種は、米ドル、日本円その他、人民元、ユーロ、イギリスポンド、NZドルなどがありますが、全て米ドルに換算しています。

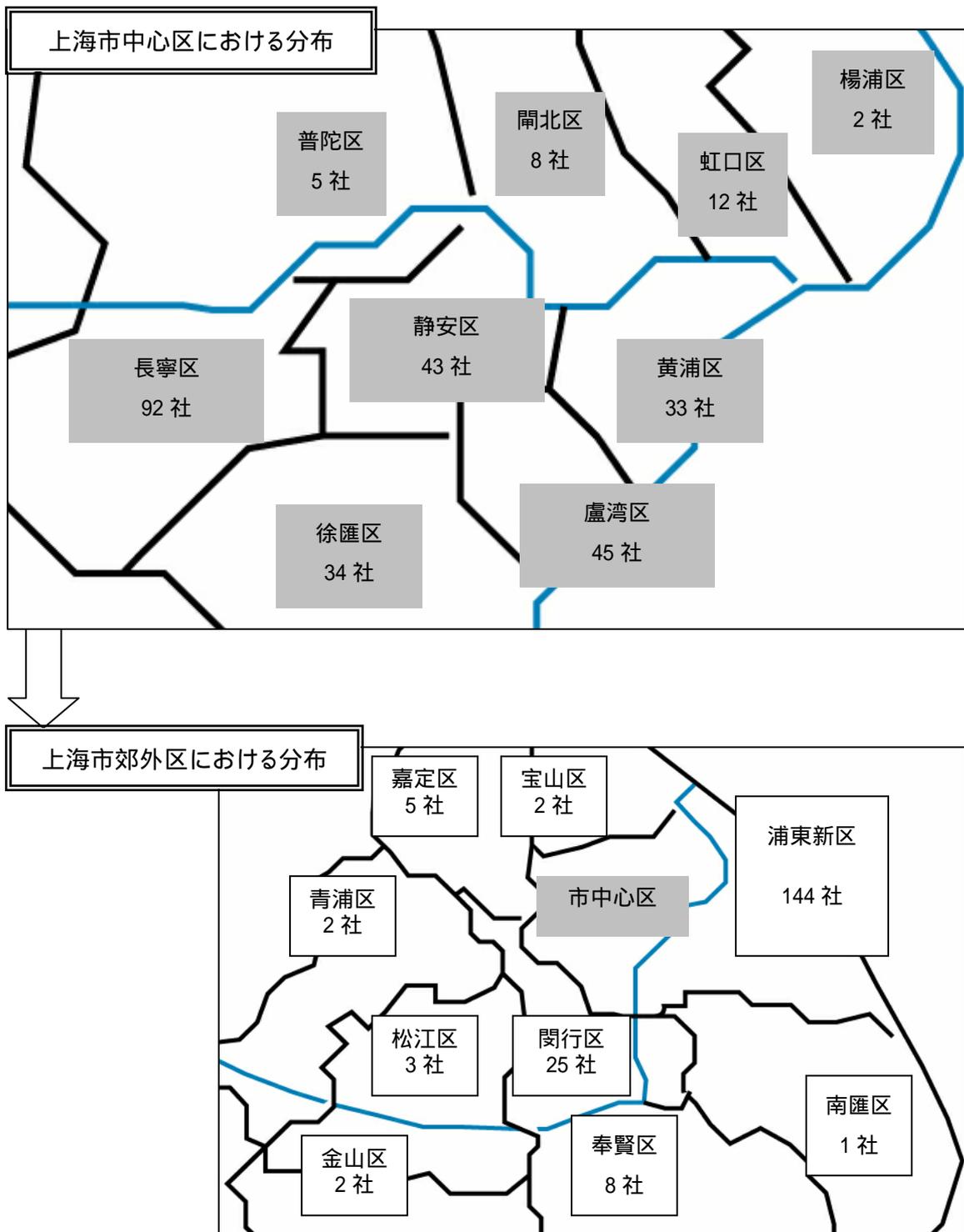
登録資本金額の分類クラスが11万米ドルから20万米ドル規模のグループが、他のグループに比べ、大きく群を抜いています。





5) 上海市における商業企業分布

分布図を見ると、浦東新区での企業設立が全体の約3分の1を占めていることが分かります。浦東新区は、企業所得税優遇の独自優遇政策を打ち出し、企業誘致を進めていることが、浦東新区に進出する企業が多い原因の1つと言えます。



## 第六章 既存企業の商業企業関連 Q&A

+++++

本章では、すでに中国進出を果たした生産型企業の商業企業設立や経営範囲の拡大、外高橋保税區企業の商業業務を伴う経営範囲への拡大、商業企業のビジネスフローに対する質問をまとめ、Q&Aの形を取ってご紹介いたします。

### 一、既存生産型企業からの質問(経営範囲拡大関連)

#### Q1: 経営範囲拡大に関する新通知について

既存の外資系企業が卸売りや小売り業務を申請する場合の新通知が出たと聞いていますが、詳細を教えてください。

#### A1:

外資系企業が経営範囲を拡大して商業業務を兼営する場合は『外商投資商業領域管理弁法』に基づき営業範囲拡大申請をしなければなりません。この「管理弁法」第 24 条によると、「外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業が本弁法第 3 条に列記する経営活動(すなわち、自社製品以外の卸売り、小売りなどの商業行為)を行う場合、本弁法の規定に符合し、かつ法に基づいて相応の営業範囲に変更しなければならない。」と明確に規定されています。

これにより、生産型企業が経営範囲を拡大することによって、自社製品以外の商品の卸売り、小売りの商業活動が可能であることははっきりしました。

生産型企業は、進出地や業種、ハイテク企業か否かによって様々な税金の優遇政策が享受できますが、商業企業には全く優遇政策がありません。

生産型企業としての優遇政策を受けつつ、商業行為も兼営したい場合、商務部が 2005 年 4 月 2 日に発表した『外商投資非商業企業の仕入販売経営範囲追加の問題に関する通知』(商資函[2005]第 9 号)を参照しなければならず、この「通知」によると、生産型企業が経営範囲を拡大した後、引き続き生産型企業となる場合、その仕入・販売の売上高は企業総売上の 30%以下であることと条件付けられ、「非生産企業となる場合、仕入・販売の売上高比率の制限はない」としていません。この「30%ルール」は商務部が 9 月 2 日に発表した『外商投資商業企業の手引き』では、その比率が 50%に訂正されています。経営範囲拡大にあたっては、追加する品目はもとの経営範囲にある品目に類似することという条件もあります。

## Q2: すでに経営している外商生産型企業の商業活動(卸売・小売)範囲拡大について

既存の生産型企業が商業業務を追加しようとする場合、生産型企業のみで経営範囲を拡大する場合と、生産型企業と商業型企業と別々に設立する場合、業務面、税務面でのメリット、デメリットは何ですか。その他、何か注意する点があれば、ご教示ください。

### A2:

#### 1. 業務面を見た場合

生産型企業が商業業務を経営範囲に追加し、業務を拡大しようとする場合、生産型企業がすでに認可されている生産品目についての商業行為が認められるのみです。経営範囲を拡大する際に、これまでの生産品目でない商品を扱うことができません。

例を挙げれば、生産型企業A社の経営範囲が「デジタルカメラとその部品の生産、自社生産品の販売」であった場合、この自社製品の販売という文言が「デジタルカメラとその部品の生産、卸売り、輸出入、コミッション代理」と置き換わるだけで、この場合、一眼レフカメラやレンズ(単体)の商業行為はできないこととなります。

それ対して、全くの新規で商業企業を設立する場合、経営範囲はできるだけ具体的に記載する必要がありますが、事業計画(規模)及び投資規模と比較して整合性、合理性があれば、一から経営範囲(商業活動品目)を設定することが可能です。この場合の経営範囲は、「デジタルカメラ、一眼レフカメラ、光学レンズ及びそれらに関するアクセサリーの卸売り、輸出入、コミッション代理」となります。ただ、生産行為はできません。

経営範囲を拡大する場合でも、新規事業となるわけで、手元に余剰金があるなどの十分な理由をつければ、増資せずに経営範囲拡大ができることもあります。一般的にはその運営に必要な運転資金を増資する必要がありますし、拡大する事業についてのフィージビリティスタディーの提出なども必要です。商務部の認可取得の難易度、認可所要時間は新規設立、経営範囲拡大いずれの場合も同様です。

#### 2. 税務面を見た場合

経営範囲を拡大して商業行為を兼営する場合、商業行為による売上高の企業全体売上高に占める割合によって、税金優遇政策の享受可否が決定します。生産企業として継続して優遇政策を享受する場合、売上高比率は50%以内に留めることが要求されますし、優遇政策不要の場合、売上比率を50%以上にし、非生産型企業に形態を変更することも問題ありません。理屈上は、生産・商業兼営の企業は生産部門と商業部門の二重帳簿で管理を行う必要があり、それぞれ別々の税率(税体系)で納税を行うこととなります。

一方、新規に商業企業を設立する場合、生産企業が享受できる二免三減半(企業所得税率は33%ですが、生産型企業で経営期間が10年以上の企業は、累損解消年度から2年間は企業所得税免除、その後3年間は企業所得税半額となる優遇政策)等の税優遇は基本的に一切ありません。上海浦東新区に商業企業を設立した場合、本来であれば生産型企業のみが享受できる企業所得税15%などの優遇政策を商業企業にも与えると口頭説明していますが、これは浦東新区独自の優遇政策であり、国家の政策的な裏付けはありません。

### 3. その他注意点

経営範囲を拡大するにしても、新規に商業企業を設立するにしても、取り扱い品目の中に各業界の経営許可証(取り扱い許可証)取得を必要とする食品、医薬品、医療機器、危険化学品などがある場合、実際の経営を開始する前までにそれぞれの主管部門で「○○○(品目の名称)経営許可証」を取得しなければなりません。卸売り、小売りの場合でそれぞれ監督管理部門が異なる事がありますので、主管部門にてお問合せください。この場合、それぞれ提出書類、認可に要する時間が異なります。

#### Q3: 生産型企業の経営範囲拡大について

生産型企業の経営範囲拡大にあたり、「...営業範囲の追加申請表」を提出する事はわかりましたが、実際の作業としてどのようなものがありますか。また、手間の掛かる作業はどのようなものでしょうか。また、詳細な事業計画を提出する必要はあるのでしょうか。

#### A3:

申請資料として詳細な事業計画を提出する必要があります。

手間の掛かる作業は、まず事業化調査報告書(F/S)の作成があげられますが、特に決まったフォームは無く、審査批准部門が十分納得できる資料に纏めなければなりません。事業計画を作りこみ、FS で事業計画を合理的に説明し、事業規模に合致した総投資額及び資本金であるかどうか説明できることが大きなポイントとなります。また経営範囲も注意を払い、手間をかけて設定することが大きなポイントです。

貴社が経営範囲を拡大申請する場合、まず、所在地である蘇州高新区管理委員会の経済發展局に書類を提出して当局の批准を受けなければなりません。批准取得後、南京の江蘇省対外貿易經濟合作庁へ送り状を付けて書類を提出する事になります。

2006年3月1日からは商務部(北京)へ申請しなくても南京の江蘇省対外貿易經濟合作庁にて認可が可能となりましたので、時間はかなり短縮されると思われます。

#### Q4: 国内企業買収による商業領域進出について

中国企業(国内企業)を企業買収という形で取得して、商業領域に参入した場合、買収後に外商投資商業領域管理弁法に基づいて商業免許の取得が必要となるのか教えて下さい。

#### A4:

- 1.外国企業が国内商業企業の出資持分を協議買収したり、或いは国内商業企業の増資を引き受ける場合には、当該国内企業を外商投資企業として企業類型変更手続きをする必要があり、同時に外商投資商業領域管理弁法に基づく、商業企業の設立申請手続きをする必要があります。企業買収という形で国内商業企業を買収しても、新規の商業企業設立時と同様の手順を踏まえることとなり、企業所在地地方政府の審査認可を受ける必要があります(取扱い製品や規模によっては国家商務部へ批准申請を提出することになります)。
- 2.外国企業が国内商業企業を買収して商業領域へ参入する際に適用される法規は、以下の通り

です。

『中華人民共和国公司法』

『中華人民共和国中外合弁経営企業法』

『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施細則』

『外国投資者の中国国内企業買収合併に関する暫行規定』

『外商投資商業領域管理弁法』

#### Q5: 商業企業の委託加工製造について

当社は商業企業を設立中ですが、先日、商業企業は委託加工製造をする事はできないといわれました。当社が、商業企業を設立できた場合の業務内容と生産企業の業務範囲の違いは、下記の様で良いでしょうか。

1. 委託加工製造:

商業企業 = 保稅品で無ければ委託加工製造可能、但し保稅品の委託加工製造は不可

生産型企業 = 可能

2. 自社製品以外の製品販売: 商業企業 = 可能、生産型企業 = 不可

3. コミッション商売: 商業企業 = 可能、生産型企業 = 不可

4. 卸売: 商業企業 = 可能、生産型企業 = 不可

#### A5:

1. 商業企業と生産型企業の営業範囲については、ご質問 2~3 はご理解の通りで問題ありません。外資生産型企業は、「自社生産」した製品のみを自由に中国内外に販売する事ができますので、「自社製品」であれば輸出に限らず、中国国内においても販売する事が可能ですが、自社にて加工・生産していない製品 = 他社製品の販売はできません。よって、生産型企業では 2、3、4 の行為はできません。

2. 一方、貴社が現在設立申請をしている新現地法人(商業企業)の経営範囲は、「、 (  は取扱い商品名)及び上記関連商品の卸売り販売、輸出入、コミッション代理(競売は除く)、その他関連付帯業務」となります。よって、営業範囲内にある商品であれば、中国国内外より商品を仕入れ、中国国内外へ販売する事が可能です(2、3、4の行為が可能です)。

3. 問題は 1 ですが、委託加工は「加工」業務ですので、保稅加工であれ非保稅加工であれ、基本的には生産型企業のみが行える行為であり、生産・加工という経営範囲を持たない商業企業では行えません。商業企業で当該業務を行う為には、仕入れた原材料を委託加工企業に対して増値税付で販売し、加工後の製品を増値税付で買い戻し、商業企業がユーザーに増値税付で転売するという格好にする必要があります。

4. 尚、商業企業が原材料を仕入れた際の増値税發票と製品を販売する際の増値税發票とがリンクしている訳ではありませんので、保稅での委託加工でなければ、商業企業が他の生産型企業に委託して加工賃(人民幣)ベースで加工を行わせることはやろうと思えば可能です。加工賃に対して増値税は課税されますが、商業企業が製品を販売する際の売上増値税より原材料仕入

れ時の仕入増値税を控除できますので実務上の障害は無いということです。但し、上記3でも申し上げた通り、委託加工は生産型企业のみ行える行為であり、全量外注加工するとしても、商業企業の経営範囲ではそもそも当該加工業務の元請にはなれないということです。この点はよくご認識頂く必要があります。

#### Q6: 外商投資商業企業の登記場所について

外商投資商業企業の設立に際して、当社の得意先から、その得意先が賃貸借している工場の一部を使ったらどうかと提案されました。設立のコストを少しでも抑えるために、この提案を受けようかと思っていますが、賃貸借物件のさらに賃貸借になります。設立申請時に問題になる可能性はありますか。

#### A6:

貴社得意先の賃借工場を貴社に賃貸する件に対して、回答いたします。

1. 貴社の得意先は、当該工場の使用者であって、不動産権利の所有者(大家)ではありませんので、貴社得意先が勝手に当該物件を貴社に転貸することはできません。貴社が、大家と直接賃貸借契約書を締結するなら可能かもしれません。
2. 手続きの流れとしては、先ず投資者名義(日本の親会社名義)で物件の賃貸借契約書を締結し、現地法人(外商投資商業企業)の設立申請、登記時に、関連書類として賃貸借契約書を提出します。現地法人設立完了後に賃貸借契約書の名義を現地法人に切り替えることになります。
3. ご質問の物件に限らず、中国で工場や物件を賃借する場合は、当該賃貸借物件の抵当権設定の有無も確認してください。賃貸借契約締結以前に設定された抵当権には対抗できません。
4. さらに、中国で物件を賃借する場合、その物件の用途にも注意する必要があります。当該物件の用途が「工場」で、商業企業を設立する場合、用途が一致しないと指摘される可能性もありますし、一般的に工場は生産を目的としたものであることから、生産活動に従事しない商業企業の入居は、一般的に不可と思われます。



## 二、保稅区内貿易企業からの質問

### Q7: 保稅区貿易企業と商業企業の比較について

外高橋保稅区内の貿易型企業と今回設立が開放された商業(卸売り)企業では、どちらの会社がどのように有利になるのでしょうか。

#### A7:

保稅区内の貿易型企業と保稅区外の商業(卸売り)企業を比較すると以下の通りとなります。

#### 1. 保稅区内貿易型企業

経営範囲: 營業許可証上に記載される経営範囲はほぼ統一的に「国際貿易、三国間貿易、保稅区内企業間貿易及び貿易代理業務、保稅区外の輸出入経営権を有する中国国内企業との貿易代理契約を通じての貿易業務、商業的簡單加工、商務コンサルタントサービス」となる。 国際取引、中国内保稅取引に有利。

輸出入経営権(= 対外貿易権): なし。2004年7月1日に公布された『対外貿易經營者申請登記弁法』により、申請登記すれば保稅区内貿易型企業についても輸出入経営権を取得することは可能(但し、「輸入商品国内販売業務を含まず」との印を捺印される)。

税優遇措置: 企業所得稅率15%の他、外高橋企業に対しては浦東新区財政からの各種税還付措置有り。

人民元と外貨の交換: 『保稅区外貨管理条例』により、保稅区内貿易型企業の人民元 外貨の自社交換(取引銀行での交換)は配当金を除き一切不可。

#### 2. 保稅区外商業(卸売り)企業

経営範囲: 商品卸売り(取り扱い商品名を要明記)、コミッション代理、商品の輸出入、これらの関連付帯業務。 中国内非保稅取引に有利。

輸出入経営権(= 対外貿易権): 有り。商業企業設立により自動的に付与。

税優遇措置: 企業所得稅率33%であり基本的に税優遇は一切与えられない。浦東新区にて設立登記すれば、企業所得稅率15%、浦東新区財政からの各種税還付措置有り。

人民元と外貨の交換: 各取引内容に応じたエビデンスに基づき可。

#### 3. 保稅区内貿易型企業の現行取引形態に関する商業(卸売り)企業との比較

保稅区内貿易型企業は区外からの仕入れを輸出入公司経由で行っている点については、保稅区内貿易型企業の経営範囲からは逸脱していませんが、いずれも商業企業であれば輸出入公司を通さずに直接行える取引です。中国国内(例えば、蘇州)からの直接輸出についても、輸出入経営権を有する商業企業が蘇州税関で「異地通関登録」を行えば可能となり、増値税輸出還付も申請できます。

このため、保稅区内貿易型企業で行っているこれらの取引を商業企業にシフトすれば、現在区外からの仕入れについて輸出入公司宛に支払っているマージンを削減することが可能となります。

中国内販売については、交易市場を経由することで、發票発行額の3%相当額が還付される為、

金銭面では一概には言えません。交易市場の存在そのものの合法性について言えば、これは上海市が独自に設置したものであり、中央政府がこれを取り締まるということは現実的にありませんが、国家工商行政管理総局は交易市場そのものが違法との見解を以前より一貫して示しています。

**Q8: 商業企業の保稅品取り扱いについて**

保稅区外に設立された外商投資商業企業が保稅区へ保稅状態で貨物を保管し、加工委託先工場へ保稅販売(免稅手帳使用)をしたいとの問い合わせを受けていますが、可能でしょうか。

不可の場合、その外商投資商業企業は保稅区内に分公司を設立した場合、上記のスキームは可能性がありますか。

**A8:**

- 1.外商投資商業企業の「保稅品」の取り扱いについては、実際に申請してみないと判明しない点もありますが、外商投資商業企業は基本的に保稅取引を行う事は想定されており、国内外における一般取引業務に従事することが企業の本来の主旨です。また、「保稅」本来の主旨から言えば、保稅品は保稅区内のみで取扱われるべき貨物です。一方、保稅区外においても生産型企業は加工した保稅品を輸出するという前提で「加工貿易手帳」制度を利用して比較的簡単に「保稅加工」を行っています。しかし、これを保稅区内でもなく加工貿易を行う生産型企業でもない保稅区外の外商投資商業企業が「保稅」取引を行うとなると、基本的には扱う保稅品を取引ごとに申請して認可をとる必要があり、批准審査を行う税関としても対象「保稅品」が中国に輸入された時点から輸出される時点までを完全に把握しない限りは許可しないこととして運用すると思われる。従って、ご質問の保稅取引が認可される可能性は極めて少ないと思われます。
- 2.外商投資商業企業の分公司を保稅区内に設立する事自体が不可能です。貴社のスキームの前提が成り立ちませんので、スキーム自体の可能性は全くありません。

三、日本の企業からの質問

**Q9: 外商投資商業企業の連絡事務所について**

1. 子会社として上海市に設立予定である外商投資商業企業の連絡事務所を、北京又は天津に設立する事は可能ですか。可能であれば、手続きの概要を教えてください。

2. 日本から直接連絡事務所を設立する場合との得失を教えてください。

**A9:**

- 1.商業企業を含む外商投資企業の国内連絡事務所については、国家工商管理総局より公布された『外商投資企業の登記書式の一部改定する事に関する通知』(商外企字(2006)第 213 号、2005 年 12 月 31 日公布)及び国務院より公布された『公司登記管理条例』(国務院令第 451 号、2005 年 12 月 18 日公布)により、総会社が「主要事務取扱い機構」すなわち、総公司にて主たる経営活動が行われていることを前提にして、連絡業務にのみ従事する事務所であれば登記の

必要が無くなりました。

事務所を登記したという証明が無いため、親会社からの経費受取窓口となる銀行口座開設、駐在員の就業証、居留証取得などの手続き上の不便が考えられますが、いずれ何らかの補足規定が出ると思われます。

一方で、その連絡事務所の活動内容が連絡業務のみだけでなく、客先との契約締結や商品代金の受領等の営業活動を行う必要があるのであれば、分公司として登記されることをお勧めします。

2. 商業企業の連絡事務所は、親会社(商業企業)のために業務を遂行する事務所であり、「日本から直接連絡事務所を設立」というのは、親会社(日本企業)の中国での連絡業務を遂行するための事務所で、両事務所は全く機能が異なる事務所です。そのため「得失」という言葉で比較できるものではありません。

**Q10: 外商投資商業企業への技術移転について教えて欲しい。**

商務部令 2004 第 8 号による外商投資商業企業への技術移転契約は可能ですか。

**A10:**

中国での技術移転契約には、以下の種類があります。

特許権譲渡契約

特許申請権譲渡契約

特許実施許諾契約

技術ノウハウ許諾又は譲渡契約

コンピュータソフトウェア使用許諾契約

特許又は技術ノウハウ使用許諾を含む商標使用許諾又は譲渡契約

技術サービス契約

技術コンサルタント契約

設計協力契約

研究協力契約

開発協力契約

生産協力契約

技術移転契約は、ほとんどが「物品を生産するための技術」に関する契約であり、生産型企業を想定しています。小売り、卸売りの商業企業は単に商品を仕入れて売だけの業務内容ですから、物づくりのための技術移転契約は必要がないと思われますが、外商投資商業企業への技術移転契約を禁止する規定もありません。技術移転契約が可能かどうかは、当局がどのように判断するかにもよります。

## 第七章 今後の見通しに関する考察

+++++

### 一、国内資本の小売業に与える影響

#### 1. 商務部による対外資戦略

2004年7月末、商務部は『わが国で重点的に育成する大型流通企業のリスト』を発表しました。当時は、国内資本の商業企業を育て、外商投資商業企業の進出に対抗するという、政府の意思が伺えました。このリストに名前が挙げられた企業は、上海百聯集団、浙江物産集団、天津物資集団、大連大商集団、広東物資集団、国美電器、北京華聯集団、蘇寧電器、山東三聯集団、上海農工商スーパー、安徽徽商集団、深圳華潤万家、北京物美投資集団、重慶商社、天津家世界集団、武漢中百集団、深圳新一佳スーパー、武漢武商集団、北京王府井、蘇果スーパーの20社です。

これらの企業は、民間企業、国有企業、上場企業など、企業形態はさまざま、ハイパーマート、百貨店、ショッピングセンター、家電電器専門チェーン店など、経営態もさまざまですが、すべての企業に言えることは、得意分野を有し、発展性にすぐれ、率先してチェーン展開し、物流配送や電子商務などの現代的流通システムを採用している企業がリストに入ったようです。

商務部は今後、大型流通企業の育成、流通企業の開放と競争意識の確立、大型多国籍企業の先進的な経営理念、管理経験、営業販売技術の学習、チェーン経営、物流配送、電子商務などの現代流通方式を発展させ、流通企業の国内外貿易の一体化を促進、内部管理、管理レベルの向上、現代的商業人材の育成を企業に対する重点教育分野として注力するとしました。

#### 2. これまでの中国国内商業企業

国内商業企業は、長年に渡って商品を生産者から消費者に流し、商品の差額を手にする「伝統的商法」をおこなってきました。

あるデータによると、中国国内商業企業の外部依存度は90%以上に達するといえます。一方、世界500強に名を連ねる外国商業企業の外部依存度は50%、中国国内商業企業は、生産者との関係が緊密でなければならぬにもかかわらず、生産者と商業企業間によく衝突が発生し、販売環境や消費環境形成に大きくマイナスになっているとか、改革開放が進んだことで、外商投資商業企業が増加し、消費者である国民のニーズが個性化し、消費者が満足する商品に対応できない企業が多くなっていると指摘されています。これまでの「伝統的商法」を続ける限り、国内商業企業が手にする利潤は少なくなり、時代に適応する能力が無いまま、淘汰を待つしか方法がないかもしれません。

大都市の繁華街では、国内企業のみでは、客足が伸びず、やむなく外資系小売業者にも入居

してもらったり、国内業者のテナントが入らないため、外資系に頼るなどして、その繁華街の人気とランクを上げたところもあります。一部地区では無秩序な商業網形成が、過当競争を引き起こし、利潤が下がったケースもあります。

これまでの中国国内企業は、製造業にしても、流通業、小売業にしても、自社ブランド開発能力に乏しく、付加価値の高い技術などはすべて外国企業にコントロールされてきたといえます。世界全体の産業構造を見ても、「中国は世界の生産工場」と言われており、中国企業は「外国企業の雇用労働者」の役割を果たすしかありません。今後、どんどん進むであろう鉄鋼、資源、通信、金融、交通輸送などの領域の開放には、中国市場を狙う外国企業が、様々な形で進出してくると思われませんが、外国企業の独断的な吸収合併を防がなければならないという声も各方面から聞こえます。

2004年までに、北京や上海では外商投資商業企業の進出に備えて、合併や組織再編がなされましたが、その結果は、両都市で全く正反対の結果になったと言う報道がありましたので、紹介させていただきます。

#### 【北京】

2001年12月18日、北京のスーパーで2位、3位だった超市発集団と天客隆が資産合併協議書にサインし、2002年12月31日に会社を合併した。合併後は北京超市発天客隆連鎖株式有限公司となり、総資産8億人民元、店舗数101、北京最大のチェーン店の1つとなった。

2002年11月7日には、物美、小白羊、燕莎望京、京客隆、北京西单などの小売13社が首都商業連鎖集団株式有限公司を設立した。北京商業界の空母と呼ばれた同集団の資産は10億人民元、年間売上は30億を超えると思われた。

しかし政府色の強い首都商業連鎖集団は、大株主であった物美が1000万の資本を回収して離脱。超市発集団も2社が反発しあい責任を擦り付け合った。

この頃、ウォルマートやB&Qなど40社近い外商投資商業企業が合法的に北京に進出しました。北京の商業部門は、タイミングを見計らい、国内企業との合併などでさらに規模が大きい小売業企業を設立しようと目論んでいたようでしたが、その思惑はみごとに外れたようです。

#### 【上海】

2003年4月、聯華と華聯が合併。この合併は2社のみによる合併ではなく、上海で優秀な業績を持つ流通企業と商業企業が一体化し、上海百聯(集団)有限公司を設立。同社は、上海一百(集団)、華聯(集団)、友誼(集団)、物資(集団)総会社の4社の統合により、部門、業界を超えた連合体となった。

百聯(集団)は成立後の総資産が280億、売上は700億元、全国4000店を展開し、中国国内企業の国際商業貿易における業態をカバーしたといえる。

国内企業の一部は、大規模な合併を選択せず、資本調達能力と実力で成長する企業もあります。北京物美(ウーマート)は香港GEM市場で株式公開に成功し、家電量販店の北京国美も香港市場上場を果たしています。

2004 年以降、外国企業の中国国内商業部門への進出が加速度的に進み、外資系 VS 中国系の店舗の開店競争に陥る可能性を含んでいます。参考までに、右の表では主要企業が発表した店舗展開計画です。現在、大手小売業が店舗展開する中で約 70%が中国の東部地区に進出しているという統計があります。

### 3. 今後の取り組み

資金力が豊かな外資との衝突を避けるため、これまでのハイパーマート、スーパーマーケット路線から、ショッピングセンターや専門店、専売店の育成に力を入れ始めた企業もあります。例えば、北京の王府井集団は、百貨店を全国規模で展開すると同時にイトーヨーカ堂との合作を決め、11 店舗の食料品スーパーの開店準備をし、スーパー関連業務の長期戦略を行うスーパー事業部を設立しています。

中国企業は、産業リンク構築や、自社ブランド開発をすれば、新たな利潤点を形成するばかりでなく、市場でのコントロール力が高まり、生産者と消費者との関係改善も可能という認識はあり、自社ブランド形成の重要性を意識してはいるものの、初期投資が必要なこと、すぐに効果が得られないことが、企業の出足を遅らせ、消極的になっている原因の 1 つであると見られています。

中国企業にとっては、単純な数量競争より、企業の質を上げ、如何に生存能力を高めるかにあるといえます。まだまだ、長期生存の可否を知るバロメータとなる利益創出能力に長けているとはいえず、今後の各企業努力が期待されています。

各外資流通企業の業務拡大計画	
ウォルマート(沃爾瑪、米):	20 都市に 42 店舗を展開中、2005 年末までに 11 店舗を開店
カルフル(家樂福、仏):	既存 55 店舗、2004 年に 14 店、2005 年には北京、上海、広州、深圳に各 12 店舗。その他大都市では 6-8 店舗を予定。
オーシャン(欧尚、仏):	2004 年末までに 21 店舗
マクロ(万客隆、蘭):	2010 年までに 30 店舗
IKEA(宜家、瑞典):	2010 年までに中国大陸に 10 店舗
LOTUS(易初蓮花、タイ):	すでに 29 店舗、2006 年には全国 100 店舗、2005 年末には西部地区を重点発展に
B&Q(百安居、英):	毎年 10-15 店舗規模で展開し、2010 年には 126 店舗
LEROYMERLIN(樂華梅蘭、仏):	5 年以内に 20 店舗の大型建材市場を展開
METRO(麦德龍、独):	毎年 10 店舗ペースで拡大
セブンイレブン(7-11、日):	2008 年までに約 500 店舗を計画
聯華スーパー:	2004 年には 700 店舗以上を開店
物美集団:	2004 年末までに 7 店の大型スーパー、2005-2006 年には 424 店舗を展開

## 二、既存開発区に与える影響

これまで、生産型企業を積極的に誘致してきた各開発区にとって、どのような影響があるのでしょうか。外商投資商業企業であれ、中国国内資本の商業企業であれ、企業本体はその業種の特徴から、一般的には都市部や市街地に社を構える企業が圧倒的に多いようです。相対的に生産型企業の進出が減少していますが、商業企業の進出が、直接的に開発区に影響を与えることはあまりありません。

今後、流通業界は如何に的確に消費者のニーズを捉えこれにマッチした商品をそろえるか、如何に流通網を利用して、業務を発展させていくかがキーポイントとなることが予想されます。現在、中国ではまだ進んでいない商品に応じた輸送手段(冷凍、チルド、常温)の確保、効率的かつリアルタイムでの物流網の整備が急務と言えます。開発区にひしめく製造業企業からの商品調達のしやすさがポイントになるでしょう。商業企業の大規模な商品配送センターなどが郊外の開発区に進出しているを見ると、今後開発区は、区内のインフラ整備のみならず、街と郊外を結ぶインフラや道路交通網の整備をはじめとした、サポートが要求されることは間違いありません。

## 三、外資系に関する今後の課題

日本企業を始め外国企業が陥りやすい問題として挙げられるのは、自国内の成功体験をそのまま中国に導入しようとすることです。中国では、消費レベルの地域差や、同一地区における消費群の多様さがはっきりしており、自国での経験をそのまま持ってきて、すぐに効果が出ないことが多くあります。

中国の投資環境やインフラ事情はかなり改善されたとはいえ、まだまだ地方によっては、インフラが整備されていない地区も多く、先進国でキーポイントとなる効率のよい物流、電子データ交換、自動的な商品補給システムなどの優勢を生かしきれないのが現状です。また、これに関連して、国内のベンダーが分散、商品の仕入れ管理の不備による品質管理の困難、強い地方保護意識なども、コスト増に繋がっているといえます。

2006年3月1日から、商務部が外商投資商業企業の審査批准権限を地方部門へ委譲しました。これにより、まだ進出していなかった企業の進出がしやすくなり、設立審査の所要時間も短縮されることが期待されています。審査批准権限の地方部門への委譲は、外商投資商業企業の進出先を、飽和状態にある大都市から、中小規模の都市へ、あるいは内陸部へ転換するのに大きな役割を担っているといわれ、各地方政府が、外商投資商業企業の進出にふさわしい環境の提供をすることが期待されています。

消費者に直接対峙する小売企業としては、如何に現地の小売業者とパートナーシップを組めるかが今後の課題となるでしょう。10年前と比べ、投資環境が大幅に改善され、中国国内企業と同じ舞台での競争、長短を互いに補う共存共栄に、この地方委譲は良いチャンスといえます。

今後、中国政府は、小売業界でも目立ち始めた進出先不均衡問題(中国の東部に進出の約70%が集中)是正のために、税金の減免など何らかの優遇政策を打ち出す可能性を否定していません。2004年末から開始された商業領域への外資開放は、これからも紆余曲折を経ながら、さらに深化、拡大していくものと期待されています。



## 第八章 関連資料

+++++

### 一、商業企業に関する法律文書

#### 1. 外商投資商業領域管理弁法(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布、6月1日施行)

第一条 対外開放を更に進め、市場流通システムの確立を完全化するために、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』及び『公司法』等の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 外国会社、企業及びその他経済組織または個人(以下「外国投資者」という)は中国国内で外商投資商業企業を設立し、経営活動に従事する場合、本弁法を遵守する。

第三条 外商投資商業企業は以下の経営活動に従事する外商投資企業を指す。

1. コミッションによる販売代理: 貨物の販売代理商、代理人または競売人、またはその他卸売商が契約に基づく費用を受領して他人の貨物を販売し関連付属サービスを行うこと。
2. 卸売り: 小売商及び工業、商業、機構等の使用者またはその他卸売商の貨物を販売し関連付属サービスを行うこと。
3. 小売り: 固定地点、またはテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を通じて個人または団体が消費使用する貨物を販売し、関連付属サービスを行うこと。
4. フランチャイズ経営: 報酬またはフランチャイズ経営費を取得するために、他人との契約締結を通じて、その商標、商号、経営モデル等を使用させること。

外国会社、企業及びその他経済組織または個人は、前項第1、2、3、4項で規定する経営活動に従事する場合は、中国国内に外商投資企業設立により行わなければならない。

第四条 外商投資商業企業は中華人民共和国の法律、行政法規及び関連規章を遵守しなければならない。その正当な経営活動及び合法的権益は中国の法律の保護を受ける。

第五条 国家の商務主管部門は法によって外商企業の商業領域への投資及び外商投資商業企業の経営活動の監督及び管理を実施する。

第六条 外商投資商業企業の外国投資者は良好な信用と評判を有し、中国の法律、行政法規及び関連規定に違反行為がないものでなければならない。比較的強い経済実力、先進的な商業経営管理経験及び販売技術、広範な国際販売ネットワークを有する外国投資者が外商投資商業企業を設立することを奨励する。

第七条 外商投資商業企業は以下の条件に符合しなければならない。

1. 最低登録資本は(公司法)の関連規定に符合すること。
2. 外商投資企業登録資本及び総投資額の関連規定に符合すること。
3. 外商投資商業企業の経営期限は一般に30年を超えず、中西部地区に設立する外商投資企業の経営期限は一般に40年を超えない。

第八条 外商投資商業企業が店舗を開設する場合は、以下の条件に符合しなければならない。

1. 商業企業設立申請と同時に店舗開設申請を行う場合、都市発展及び都市商業発展の関連規定に符合すること。
2. 既に批准設立されている外商投資商業企業が店舗増設を申請する場合、第(1)項の要求以外に、以下の条件に符合しなければならない。

外商投資企業連合年度検査に期限通りに参加して且つ合格していること。

企業の登録資本金が全額払込み済みであること。

第九条 批准を経て、外商投資商業企業は以下の業務を営することができる。

1. 小売業務に従事する外商投資商業企業

商品の小売り

自営商品の輸入

国内商品の購入輸出

その他関連する複合業務

2. 卸売業務に従事する外商投資商業企業

商品の卸売り

コミッション代理(競売を除く)

商品の輸出入

その他関連する複合業務

外商投資商業企業は他人にフランチャイズ経営方式で店舗を開設させることができる。

外商投資企業は批准を経て、以上の一種またはいくつかの種類の販売業務を行うことができ、その経営する商品種類は契約、定款の関連経営範囲内容の中に明記しなければならない。

第十条 外商投資商業企業の設立及び店舗開設は以下の順序に従って行う。

1. 外商投資商業企業のプロジェクト立項(プロジェクト検討認可)、フィージビリティースタディー及び企業設立は同時申請し、同時認可する。
2. 本条第 3、4 号で別途規定するものを除き、外商投資商業企業を設立する投資者、店舗開設を申請する外商投資商業企業は、外商投資商業企業登記地の省級商務主管部門に第十二条及び第十三条に規定する申請文書をそれぞれ報告送付する必要がある。省級商務主管部門は報告送付された文書の初級審査を行った後、全ての申請文書を受取った日から 1 ヶ月以内に商務部に報告する。商務部は全ての申請文書を受取った日から 3 ヶ月以内に批准するか否かを決定しなければならない。批准設立される場合、「外商投資企業批准証書」を発行し、批准しない場合は原因を説明する。  
  
商務部は本弁法によって省級商務主管部門に授権して上述申請の審査批准を行わせることができる。
3. 小売業に従事する外商投資商業企業はその所在地省級行政区域内で店舗開設する場合、以下の条件に符合し、且つ経営範囲がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機による販売及び本条第十七条、第十八条に列記する商品に関係しない場合、当該省級商務主管部門はその審査批准権限内で審査批准し商務部に届出る。

単一店舗の営業面積が 3000 m<sup>2</sup>を超えず、且つ店舗数が 3 店舗を超えず、またその外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国に開設する同タイプの店舗総数が 30 店舗以下の場合。

単一店舗の営業面積が 300 m<sup>2</sup>を超えず、且つ店舗数が 30 店舗以下であり、又その外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国に開設する同タイプの店舗総数が 300 店舗以下の場合。

4. 中外合弁、合作商業企業の商標、商号の所有者が内資企業、中国自然人で、且つ中国投資者が外商投資商業企業においてマジョリティをとっている場合、当該外商投資商業企業の経営範囲が本弁法第十七、十八条に列する商品に関係しない場合、その設立及び開店の申請は企業所在地の省級商務主管部門がその審査批准権限内で審査批准する。省を跨って店舗開設する場合、店舗開設予定所在地の省級商務主管部門の意見を求めるものとする。

商務部の授權を受けていない場合、省級商務主管部門は勝手に本条第一項第 3、4 号で規定する審査批准権限を(下部に)移管してはならない。

第十一条 投資者は批准証書を受領してから 1 ヶ月以内に、(外商投資企業批准証書)に基づいて、工商行政管理機関で登記手続を行わなければならない。

第十二条 外商投資商業企業設立申請に当っては、以下の書類を報告送付しなければならない。

1. (外商投資商業企業設立)申請書
2. 投資各方が共同署名したフィージビリティースタディー
3. (合弁)契約、定款(独資の商業企業は定款のみ)及びその付属文書
4. 投資各方の銀行資本信用証明、登記証明(コピー)、法定代表人証明(コピー)、外国投資者が個人の場合はその身分証明、を提供しなければならない
5. 投資各方の公認会計士事務所の監査を経た最近一年の決算監査報告
6. 中国投資者が中外合弁、合作商業企業に投入する国有資産の評価報告書
7. 設立する外商投資商業企業の輸出入商品目録
8. 設立する外商投資商業企業董事会成員リスト及び投資各方の董事任命書
9. 工商行政管理部門が発行する企業名称事前審査認可通知書
10. 店舗開設予定の全ての土地使用権証明書(コピー)及び(又は)建物賃貸協議書(コピー)、但し、開設営業面積が 3000 m<sup>2</sup>以下の店舗は除く

11. 店舗開設しようとしている所在地政府の商務主管部門が発行する都市発展及び都市商業発展(計画)の要求に符合するとの説明文書。

非法定代表人が署名する文書は法定代表人の(署名)委託授權書を添付しなければならない。

第十三条 既に設立されている外商投資商業企業が店舗開設を申請する場合、以下の書類を報告送付しなければならない。

1. 申請書
2. 契約、定款改正に係る場合、改定後の契約、定款
3. 店舗開設に関する F/S
4. 店舗開設に関する董事会決議
5. 企業の最近一年の監査報告
6. 企業の驗資報告書(コピー)
7. 投資各方の登記証明(コピー)、法定代表人証明(コピー)
8. 店舗開設を行おうとしている全ての場所の土地使用權証明文書(コピー)及び / 又は建物賃賃協議(コピー)、但し、開設營業面積が 3000 m<sup>2</sup>以下の店舗は除く
9. 店舗開設しようとしている所在地の政府が発行する都市発展及び都市商業発展(計画)の要求に符合する説明文書

非法定代表人が署名する文書は法定代表人の(署名)委託授權書を添付しなければならない。

第十四条 外商投資商業企業が締結する商標、商号使用許可契約、技術讓渡契約、(委託)管理契約、サービス契約などの法律文書は(合併)契約の付属文書(独資の商業企業は定款の付属文書としなければならない)として申請時にまとめて送付しなければならない。

第十五条 外商投資商業企業が店舗開設する全ての土地は、国家の土地管理に関する法律、行政法規の規定に従わなければならない、公開入札、競売、公告応募などの方式で商業用地を取得しなければならない。

第十六条 外商投資商業企業が、国家として特殊な規定を有する商品及び割当、許可証管理に関係する輸出入商品を経営(取扱う)する場合、国家の関連規定に従って手続きを行わなければならない。

第十七条 外商投資商業企業が以下の商品を経営する場合、本弁法の規定に符合しなければならない以外に、以下の規定に符合しなければならない。

外商投資商業企業が図書、新聞、定期雑誌を取扱う場合、(外商投資図書、新聞、定期雑誌代理販売企業管理弁法)に符合しなければならない。

外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営して製品油の小売に従事する場合、安定した製品油の仕入れルートを有し、当地のガソリンスタンド建設規格に符合し、経営する施設は現有の国家標準及び計量検定規定に符合し、消防、環境保護などの要求に符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が薬品取扱を行う場合、国家の薬品販売管理規範に符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が自動車(販売)を行う場合、批准された経営範囲内において取り扱わなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

本弁法第十八条及び本条が別途規定するものを除き、外国企業が投資して農業副産物、(農薬、種、肥料、飼料、農機具、漁具などの)農業生産資料を扱う商業企業を設立する場合は、地域、出資比率及び投資金額の制限を受けない。卸売りに従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日前には薬品、農薬及び農業用フィルムを経営してならない。2006年2月11日前には化学肥料、製品油及び原油を経営してならない。

小売りに従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日前は薬品、農薬、農業用フィルム及び製品油を経営してならない。2006年2月11日前には化学肥料を経営してならない。

卸売りに従事する外商投資商業企業は塩、タバコを経営してならず、小売りに従事する外商投資商業企業はタバコを経営してならない。

第十八条 同一外国投資者が中国国内において累計開設店舗30店舗以上で、経営品目に図書、新聞、雑誌、自動車(本制限は2006年12月11日より撤廃)、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、製品油、(穀物などの)食料、植物油、砂糖、綿花等の商品を含む場合、且つ上述の商品が異なるブランドに属し、異なる仕入先から仕入れる場合、外国投資者の出資比率は49%を超過してはならない。

第十九条 外商投資商業企業が他社にフランチャイズ経営方式で店舗開設を委任する場合、本弁法の規定を遵守する以外に、国家がフランチャイズ経営活動に別途規定している場合、その規定も遵守しなければならない。

第二十条 外商投資商業企業が競売業務を行う場合、『競売法』、『文化財法』などの関連法律に符合しなければならず、商務部が審査批准を行う。具体的な実施弁法は別途制定する。

第二十一条 2004年12月11日より、外資商業企業の設立を許可する。

第二十二条 小売りに従事する外商投資商業企業及びその店舗の設立地域は2004年12月11日より前は省都、自治区首府、計画単列市及び経済特区に限る。2004年12月11日以降は地域制限を撤廃する。

卸売り業務に従事する外商投資商業企業は本弁法実施日より地域制限を撤廃する。

第二十三条 外商投資企業が国内で商業分野に投資する場合、(外商投資企業の国内投資に関する暫定規定)に符合しなければならず、本弁法を参照して手続きを行わなければならない。

第二十四条 外商投資商業企業以外のその他外商投資企業が本弁法第三条に列する経営活動を行う場合、本弁法の規定に符合しなければならず、且つ法に従って相応の経営範囲に変更しなければならない。

第二十五条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国その他の省、自治区、直轄市で投資して商業企業を設立する場合、以下に記述する規定以外に、本弁法を参照して執行する。

1. 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は内地に外資商業企業を設立することができる。
2. 香港、マカオの商業サービス提供者は内地に設立する小売り企業の地域範囲を地方級都市に

拡大し、広東省においては県級都市まで拡大する。

3. 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は本弁法の関連条項に基づいて内地に自動車小売り業務に従事する商業企業の設立を申請することができるが、その申請前三年の年間平均販売額は1億米ドルを下回ってはならず、申請前一年の資産額は1000万米ドルを下回ってはならない。内地に設立する自動車小売り企業の登録資本最低限度額は1000万元人民元で、中西部地区に設立する自動車小売り企業の登録資本が最低限度額は600万人民元とする。
4. 香港、マカオ永住性住居民のうちの中国公民が内地の関連法律、法規及び規章に基づき个体工商户を設立して商業小売り活動(特許経営を除く)に従事することを許可し、その営業面積は300平方メートルを超えない。
5. 本条に規定する香港、マカオの商業サービス提供者はそれぞれ(内地及び香港の経済・貿易緊密化協定)及び(内地及びマカオの経済・貿易緊密化協定)の中の「サービス提供者」の定義及び関連規定の要求に符合しなければならない。

第二十六条 外商投資企業が関連業界協会に加入し、企業自律を強化するのを奨励する。

第二十七条 本弁法は商務部が解釈の責任を有する。

第二十八条 本弁法は2004年6月1日より施行する。

第二十九条 原国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が連合して公布した(外商投資商業企業試点弁法)は本弁法施行日より廃止する。

以上

2. 外商投資非商業企業の仕入販売営業範囲追加の問題に関する通達(商資函[2005]第 9 号、2005 年 4 月 2 日公布)

各省、自治区、直轄市及び計画単列市商務主管部門 御中

(外商投資企業領域管理弁法)(商務部 2004 年第 8 号令)の関連規定に基づき、外商投資非商業企業の仕入販売営業範囲追加の問題に関して以下の通り通達する。

外商投資非商業企業が仕入販売を営業範囲に追加する場合、企業の各投資者は法に則り企業の契約、定款を修正し、申請表(添付資料-1、添付資料-2 を参照の事)を記入して、企業営業範囲拡大の関連法的手順に基づき申請を実施し、外商投資企業批准証書を交換する。外商投資非商業企業が仕入販売を営業範囲に追加する場合、具体的仕入販売方式(卸売、小売、コミッション代理)を明確にして、申請時に取扱商品目録リストを提出する。

フランチャイズ経営に従事する場合、(商業フランチャイズ経営管理弁法)に基づき審査する。具体的要求は別途通達する。

省級の商務主管部門は外商投資非商業企業 / 投資性会社の仕入販売営業範囲追加上級申請表(添付資料-3)を記入しなければならない。

外商投資非商業企業が仕入販売を営業範囲に追加し、尚且つ小売店舗を開設する場合や新規設立された外商投資企業の営業範囲に非自社製品の仕入販売業務が含まれている場合、8 号令の関連規定に基づき審査認可しなければならない。

各地省級の商務主管部門は 8 号令に規定された審査認可権限に基づき、企業の仕入販売営業範囲追加申請を受理するか又は当該申請の上級転送申請を実施しなければならない。

以上ここに通達する。

添付:通達本文通り。

中華人民共和國商務部 2005 年 4 月 2 日

添付資料-1:外商投資非商業企業仕入販売営業範囲追加申請表

添付資料-2:投資性公司 / 地域本部仕入販売営業範囲追加申請表

添付資料-3:外商投資非商業企業 / 投資性公司仕入販売営業範囲追加上級部門申請表

添付資料-1:

## 外商投資非商業企業仕入販売営業範囲追加申請表

企業名称			
批准証書批准			
輸出入企業コード			
登記住所			
総投資額		登録資本金	
前年度売上高			
現在の営業範囲			
追加を申請する 営業範囲			
営業範囲変更後の 企業区分	生産型企業		
	非生産型企業		
他地域に設立する 予定店舗数			

注: 生産型企業が営業範囲変更後、引続き生産型企業とする場合、その仕入販売の売上高は通常、企業総売上高の 30% 以下である事。非生産型企業となる場合、仕入販売の売上高比率の規制は無い。

法人代表署名:

会社公印捺印:

申請する外商投資企業は以下の通り保証致します。

1. (中華人民共和国対外貿易法) 及びその付帯法規、規則を遵守する。
2. (外商投資商業領域管理弁法) を遵守する。
3. 輸出入、仕入販売に関連する税関、外貨、税務、検査検疫、環境保護、知的財産権等中華人民共和国のその他の法律、法規、規則を遵守する。
4. 企業の登録資本金は契約 / 定款の規定期限内に払い込む。
5. 既に外商投資企業連合年度検査に合格している。
6. 本申請表に記入された情報は完全で、正確であり、真実である。提出した全ての資料は完全で、正確であり、合法的である。

添付資料-2:

## 投資性公司 / 地域本部仕入販売営業範囲追加申請表

企業名称			
批准証書批准			
輸出入企業コード			
登記住所			
登録資本金		払込状況	
登録資本金は 3,000 万米ドル以上であり(外商投資投資性公司設立の規定)の第8条の規定に	符合している		
	符合していない		
現在の営業範囲			
追加を申請する営業範囲			
他地域に設立する 予定店舗数			

法人代表署名

会社公印捺印:

申請する外商投資性公司は以下の通り保証致します。

1. (中華人民共和国対外貿易法) 及びその付帯法規、規則を遵守する。
2. (外商投資商業領域管理弁法) を遵守する。
3. 輸出入、仕入販売に関連する税関、外貨、税務、検査検疫、環境保護、知的財産権等中華人民共和国のその他の法律、法規、規則を遵守する。
4. 企業の登録資本金は契約 / 定款の規定期限内に払い込む。
5. 既に外商投資企業連合年度検査に合格している。
6. 本申請表に記入された情報は完全で、正確であり、真実である。提出した全ての資料は完全で、正確であり、合法的である。

添付資料-3:

## 外商投資非商業企業 / 投資性公司仕入販売営業範囲追加

## 上級部門申請表

上級部門申請

企業名称		
批准証書批准		
輸出入企業コード		
登記住所		
総投資額		
登録資本金		
現在の営業範囲		
追加を申請する 営業範囲		
登録資本金は 3,000 万米ドル 以上であり(外商投資投資性公 司設立の規定)の第8条の規定 に	符合している	
	符合していない	
前年の連合年度検査に合格	している	
	していない	
契約 / 定款の規定期限内に登録 資本金を	払い込んでいる	
	払い込んでいない	
他地域に設立する 予定店舗数		
省級商務部門の初審意見		

省級商務部門捺印:

3. 商務部、税関総署弁公庁の保税區および保税物流園區貿易管理に関する問題の通知(商資字[2005]76号、2005年7月13日公布)

各省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団商務主管部門、各直屬税関

わが国の世界貿易機関加入時の承諾事項を切実に履行し、保税區、保税物流園區内企業に対する貿易管理を完備するため、関連する問題について以下の通り通知する。

一、保税區、物流園區内の企業と個人は『中華人民共和國對外貿易法』、『對外貿易經營者登録登記弁法』と『外商投資商業領域管理弁法』及びその他関連規定を参照し、法に基づいて貿易権の取得と卸売り小売権を申請することができる。上述の権限を取得する企業及び個人は、法に基づき中国国内の区外企業と個人(貿易権を取得していない企業と個人も含む)と貿易活動を展開できる。卸売り小売権を取得した外商投資企業は、法に基づいて国内で卸売り小売活動に従事することができる。

二、保税區、保税物流園區内の對外貿易經營者は中国国内区外に製品を販売する場合や、国内区外から商品を仕入れる場合、国家の輸出入、外貨、税収管理方面の規定を遵守しなければならない。

(一) 保税區、保税物流園區と国内区外間で出入りする貨物は、税関の関連規定に従い輸出入手続を実施する。区内企業が對外貿易經營者の身分で貨物を国内の区外に卸売り小売する場合、区内企業の名義で通関及び外貨消しこみなどの手続を実施する。区外企業や個人が区内企業や個人から貨物を購入する場合、現行規定に基づいて手続を実施する。

(二) 保税區、保税物流園區内の對外貿易經營者と国外の間で出し入れする貨物は、中華人民共和國が参加あるいは締結した国際条約や法律、行政法規及び関連規定に別途明確な規定がある場合を除いて、輸出入許可証管理が行わない。

(三) 国内区外から保税區、保税物流園區に入る『紡織品輸出臨時管理商品目録』に属する紡織品に対して、税関は許可証の検査確認を実施せず、上述貨物が実際に陸を離れる際に関連規定に基づき、紡織品臨時輸出管理の実行が必要な国または地域へ輸出される場合、税関は許可証を元に手続を実施する。

三、保税區、保税物流園區内企業の設立は国家の産業政策に符合しなければならず、区内のいずれの企業も国家が投資を禁止する領域で生産、経営活動を行ってはならない。

四、保税區、保税物流園區内の各種企業の税収、税関監督管理、外貨管理事項については、国家税務総局、税関総署、国家外貨管理局の関連規定に基づいて実施する。

中華人民共和國商務部弁公庁、中華人民共和國税関総署弁公庁  
二〇〇五年七月十三日

4. 商務部の地方部門に外商投資商業企業審査批准を委任する件に関する通知(商資函[2005]94号、2005年12月9日公布、2006年3月1日施行)

各省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団商務主管部門、国家級經濟技術開發区

國務院の行政審査批准の簡素化に対する要求に基づき、外商投資の審査批准順序をさらに簡素化し、作業効率を高めるため、『外商投資商業領域管理弁法』の規定に基づき、外商投資商業企業の一部審査批准事項を省級商務主管部門と国家級經濟技術開發区管理委員会(以下、地方部門と略する)に委託して手続を行い、具体的な審査事項は以下の通りとする。

一、外商投資商業企業は『外商投資商業領域管理弁法』第九条に記載する方式で、卸売小売業務に従事するものは、下述の(一)、(二)項を除き、地方部門が審査批准し、商務部に登録する。

(一) 経営方式がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機などによる販売

(二) 卸売小売する商品が鋼材、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム等の重要工業原材料、及び『外商投資商業領域管理弁法』第17条、18条が規定する商品。

(一)、(二)に関係する外商投資商業企業は、これまで通り地方部門から商務部に報告し、審査批准する。

二、小売業務に従事する外商投資商業企業で、所在地省級行政区域内或いは国家級經濟技術開發区内に店舗を開設する場合、下記の条件に符合するものは、地方部門がその審査批准権限内で審査批准し、商務部に報告する。

(一) 単一店舗の面積が5,000㎡を超えず、店舗数が3店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が30店を超えない場合。

(二) 単一店舗の面積が3,000㎡を超えず、店舗数が5店を超えない場合、また、当該外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国で開設した同類店舗の総数が50店を超えない場合。

(三) 単一店舗の面積が300㎡を超えない場合。

三、外商投資非商業企業が、卸売小売を経営範囲に追加申請する場合は、この通知どおりに手続する。

四、合併方式で外商投資商業企業を設立する場合、もし国内外企業が同一管理層にコントロールされるか、或いは実際のコントロールが同一人物によりなされる場合、商務部に対し申請し批

准受けなければならない。

五、従来商務部で批准し設立した外商投資商業企業、商務部の批准を経て卸売小売を経営範囲を追加した外商投資非商業企業に変更事項については、本通知に規定する審査権限により実施する。

六、地方部門は以下の条件を備えていなければならない。この条件を満たした後、商務部が本通知に規定した外商投資商業企業の審査批准作業を受託できる。

(一) 商務部との間にネットリンクして外商投資統計システムによる外商投資企業批准証書を発行できること。

(二) 商務部のソフトウェアを統一使用すること。

七、地方部門はネットワークを通じて、外商投資商業企業の状況を商務部に伝送する以外に、毎月月末に当月に批准した外商投資商業企業を商務部に登録しなければならない。

八、地方部門は必ず、現行で規定される外商投資商業企業の審査批准を厳格に遵守しなければならない。商務部は地方部門の審査批准状況に対し抜き打ち検査を実施するとともに、以下の状況を発見した場合、商務部は警告を与え、状況が重大な場合、商務部は審査批准権限を回収する権利を有す。

(一) 本通知第二条の規定条件を満たさない場合。

(二) 当地の外商投資企業の審査批准状況を適時商務部に登録しなかった場合。

(三) 現行規定に基づいて審査批准を行わなかった場合。

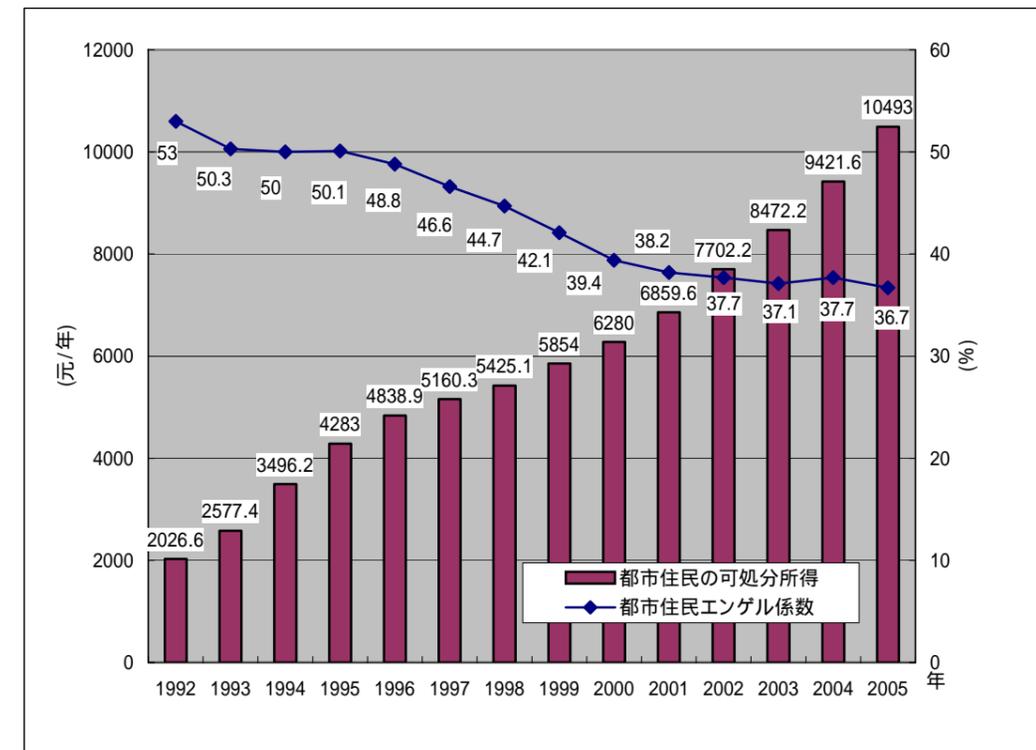
九、商務部の批准を経ずして、地方部門は本審査批准権限を下級部門に委譲してはならない。

十、外商投資商業領域のその他事項は、これまで通り『外商投資商業領域管理弁法』の関連規定に基づいて実施する。

十一、本通知は 2006 年 3 月 1 日から実施する。

二、商業関連データ

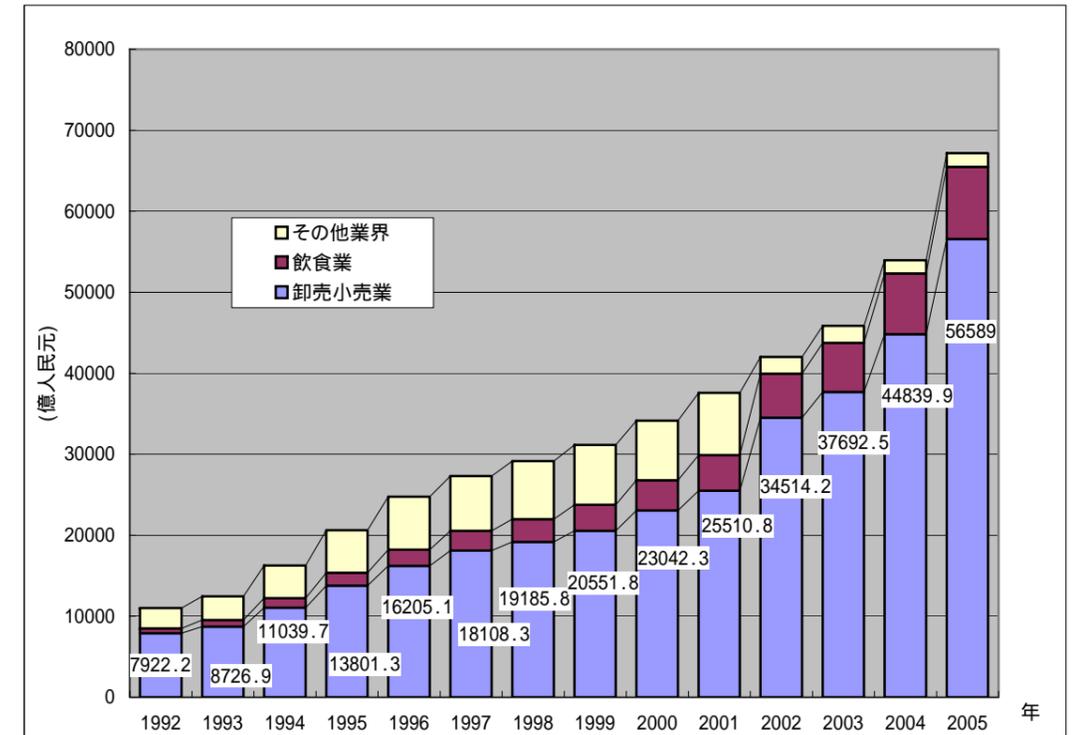
1. 都市住民の可処分所得とエンゲル係数の推移



	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
可処分所得	2026.6	2577.4	3496.2	4283	4838.9	5160.3	5425.1
エンゲル係数	53	50.3	50	50.1	48.8	46.6	44.7

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
可処分所得	5854	6280	6859.6	7702.2	8472.2	9421.6	10493
エンゲル係数	42.1	39.4	38.2	37.7	37.1	37.7	36.7

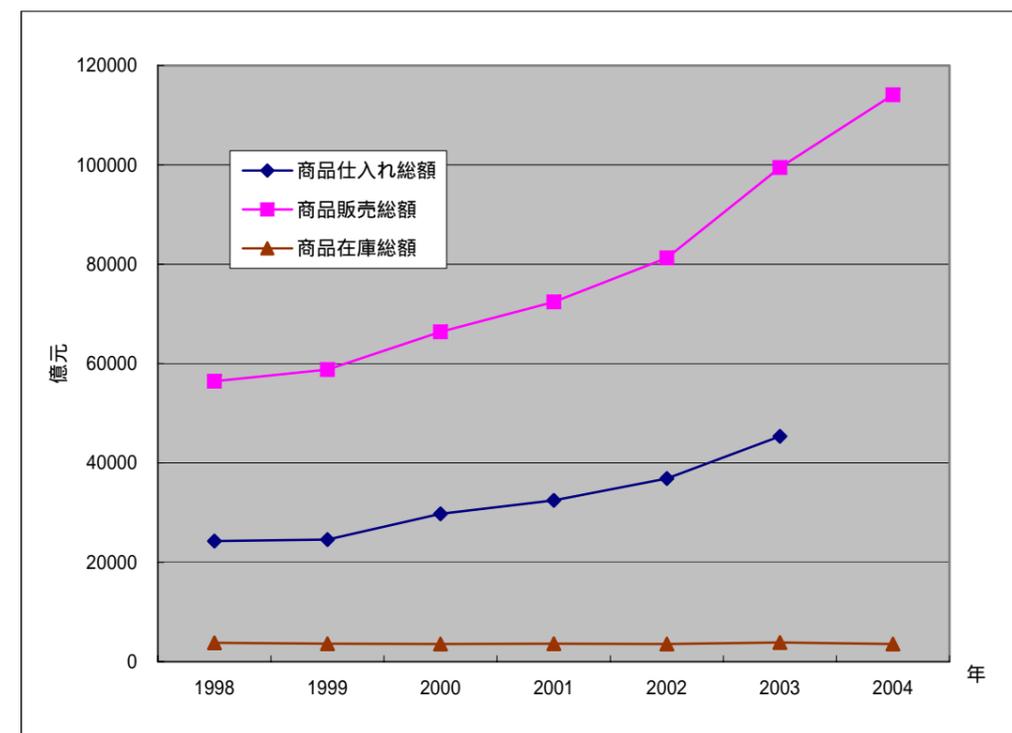
2. 社会消費小売総額と各業界の占める割合



	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
社会消費品総額	10993.7	12462.1	16264.7	20620	24774.1	27308.9	29152.5
卸売小売業	7922.2	8726.9	11039.7	13801.3	16205.1	18108.3	19185.8
飲食業	589.7	800.1	1175.1	1579.2	2024.9	2443.3	2816.4
その他業界	2481.8	2935.1	4049.9	5239.5	6544.1	6757.3	7150.3

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
社会消費品総額	31134.7	34152.6	37595.2	42027.1	45842	53950.1	67177
卸売小売業	20551.8	23042.3	25510.8	34514.2	37692.5	44839.9	56589
飲食業	3199.6	3752.6	4368.9	5433.3	6065.7	7486	8887
その他業界	7383.3	7357.7	7715.5	2079.6	2083.8	1624.2	1701

3. 商品の仕入れ・販売・在庫総額



	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
商品仕入れ総額	24297.4	24580.8	29784.1	32489.0	36885.9	45383.9	
商品販売総額	56437.7	58780.1	66359.5	72415.2	81266.2	99446.1	114071.4
商品在庫総額	3789.7	3629.7	3569.9	3618.0	3577.9	3839.2	3527.6

## 4. 業態別一定規模以上のチェーンストア企業基本状況

項目	合計			直営店			加盟店		
	2002	2003	2004	2002	2003	2004	2002	2003	2004
<b>店舗総数(店)</b>	<b>30746</b>	<b>46517</b>	<b>54891</b>	<b>22157</b>	<b>31407</b>	<b>34590</b>	<b>8589</b>	<b>15110</b>	<b>20301</b>
百貨店	1550	2129	2637	1143	908	997	407	1221	1640
スーパー	10281	11717	14073	7443	8041	9107	2838	3676	4966
専門店	12177	22132	25867	8766	15344	16607	3411	6788	9260
専売店	2901	3648	4493	1403	1515	1797	1498	2133	2696
コンビニ	3324	6799	7755	2911	5524	6027	413	1275	1728
その他	513	92	66	491	75	55	22	17	11
<b>営業面積(万㎡)</b>	<b>1733.0</b>	<b>2780.2</b>	<b>3517.1</b>	<b>1510.2</b>	<b>2465.1</b>	<b>3144.1</b>	<b>222.7</b>	<b>315.1</b>	<b>372.9</b>
百貨店	334.6	456.0	611.1	311.0	433.1	575.2	23.6	22.9	35.9
スーパー	930.5	1331.4	1594.3	818.7	1161.3	1384.8	111.8	170.1	209.5
専門店	352.6	877.9	1187.4	281.5	789.5	1090.5	71.1	98.3	96.9
専売店	34.2	32.0	39.3	24.6	19.2	24.4	9.6	12.8	14.9
コンビニ	43.5	69.0	83.3	37.1	59.1	67.9	6.3	10.0	15.4
その他	37.6	3.8	1.7	37.3	2.9	1.3	0.3	0.9	0.4
<b>従業員数(万人)</b>	<b>63.3</b>	<b>92.4</b>	<b>105.6</b>	<b>52.6</b>	<b>75.3</b>	<b>85.4</b>	<b>10.7</b>	<b>17.1</b>	<b>20.2</b>
百貨店	10.9	12.2	13.9	10.5	11.4	12.5	0.3	0.7	1.4
スーパー	31.0	44.4	51.1	24.8	35.2	40.6	6.2	9.2	10.5
専門店	14.9	27.6	31.7	11.8	22.3	26.0	3.1	5.3	5.7
専売店	2.3	2.7	3.3	1.5	1.5	1.8	0.8	1.2	1.5
コンビニ	2.8	5.3	5.5	2.6	4.7	4.6	0.2	0.5	1.0
その他	1.5	0.2	0.1	1.4	0.2	0.1	0.0	0.1	
<b>売上額(億円)</b>	<b>2658.3</b>	<b>4258.6</b>	<b>5580.7</b>	<b>2295.9</b>	<b>3494.5</b>	<b>4566.0</b>	<b>362.4</b>	<b>764.2</b>	<b>1014.7</b>
百貨店	484.7	596.5	744.7	445.4	578.3	707.6	39.3	18.2	37.1
スーパー	1318.2	1925.6	2409.9	1105.9	1633.9	2005.0	212.3	291.6	405.0
専門店	657.5	1581.4	2206.7	567.0	1159.7	1681.3	90.4	421.7	525.4
専売店	85.5	69.0	79.7	72.9	48.0	57.6	12.7	21.0	22.1
コンビニ	49.2	83.5	138.3	41.9	73.6	113.5	7.2	9.9	24.8
その他	63.3	2.6	1.4	62.8	0.9	1.1	0.4	1.7	0.3

4-1. 業態別一定規模以上のチェーンストア企業基本状況(続表 1)

項目	合計			直営店			加盟店		
	2002	2003	2004	2002	2003	2004	2002	2003	2004
<b>小売総額 (億円)</b>	<b>2209.0</b>	<b>3464.1</b>	<b>4509.9</b>	<b>1875.9</b>	<b>2725.1</b>	<b>3563.5</b>	<b>333.0</b>	<b>739.0</b>	<b>946.4</b>
百貨店	431.9	524.3	663.8	395.0	507.8	631.3	36.8	16.5	32.5
スーパー	1098.1	1610.2	2007.2	886.7	1319.2	1612.6	211.4	291.0	394.6
専門店	502.2	1193.9	1644.5	431.8	792.8	1169.2	70.4	401.1	475.2
専売店	71.7	55.4	63.9	63.1	35.7	43.1	8.6	19.7	20.8
コンビニ	45.4	78.4	129.3	40.0	68.9	106.4	5.4	9.5	22.9
その他	59.6	2.0	1.2	59.2	0.9	0.9	0.4	1.1	0.3
<b>利潤総額 (億円)</b>	<b>23.1</b>	<b>57.3</b>	<b>78.7</b>	<b>23.1</b>	<b>57.3</b>	<b>78.7</b>	---	---	---
百貨店	8.0	10.2	12.7	8.0	10.2	12.7	---	---	---
スーパー	4.9	12.4	20.5	4.9	12.4	20.5	---	---	---
専門店	8.8	35.4	46.2	8.8	35.4	46.2	---	---	---
専売店	1.2	1.8	1.9	1.2	1.8	1.9	---	---	---
コンビニ	(1.2)	(2.5)	(2.6)	(1.2)	(2.5)	(2.6)	---	---	---
その他	1.4			1.4			---	---	---
<b>資産総額 (億円)</b>	<b>937.1</b>	<b>1450.7</b>	<b>1800.6</b>	<b>937.1</b>	<b>1450.7</b>	<b>1800.6</b>	---	---	---
百貨店	231.6	282.1	317.0	231.6	282.1	317.0	---	---	---
スーパー	408.3	624.1	740.9	408.3	624.1	740.9	---	---	---
専門店	207.7	490.5	670.0	207.7	490.5	670.0	---	---	---
専売店	34.0	25.4	34.3	34.0	25.4	34.3	---	---	---
コンビニ	17.5	27.7	37.9	17.5	27.7	37.9	---	---	---
その他	37.9	1.0	0.4	37.9	1.0	0.4	---	---	---
<b>負債総額 (億円)</b>	<b>703.5</b>	<b>1063.8</b>	<b>1309.4</b>	<b>703.5</b>	<b>1063.8</b>	<b>1309.4</b>	---	---	---
百貨店	167.3	208.1	234.0	167.3	208.1	234.0	---	---	---
スーパー	318.8	488.0	567.8	318.8	488.0	567.8	---	---	---
専門店	149.9	328.6	458.0	149.9	328.6	458.0	---	---	---
専売店	24.3	12.0	18.6	24.3	12.0	18.6	---	---	---
コンビニ	14.8	26.3	30.5	14.8	26.3	30.5	---	---	---
その他	28.3	0.7	0.5	28.3	0.7	0.5	---	---	---

## 4-2. 業態別一定規模以上のチェーンストア企業基本状況(続表 2)

項目	合計			直営店			加盟店		
	2002	2003	2004	2002	2003	2004	2002	2003	2004
<b>配送センター数 (カ所)</b>	<b>1202</b>	<b>1747</b>	<b>1925</b>	---	<b>1184</b>	<b>1270</b>	---	<b>563</b>	<b>655</b>
百貨店	70	71	81	---	62	71	---	9	10
スーパー	557	675	755	---	325	339	---	348	416
専門店	409	712	780	---	541	595	---	171	185
専売店	90	220	230	---	210	219	---	10	11
コンビニ	55	67	75	---	42	42	---	25	33
その他	21	4	4	---	4	4	---		
<b>統一配送比率 (%)</b>	<b>74.5</b>	<b>73.3</b>	<b>75.9</b>	<b>63.7</b>	<b>78.7</b>	<b>80.0</b>	<b>42.0</b>	<b>42.7</b>	<b>50.5</b>
百貨店	40.4	69.4	70.6	39.6	70.7	71.6	40.3	38.6	41.0
スーパー	85.6	79.2	81.0	66.2	79.6	80.6	38.8	65.5	69.4
専門店	75.0	65.9	70.7	77.7	80.6	82.0	49.5	24.0	33.4
専売店	57.7	88.8	88.1	56.3	81.4	82.0	50.8	75.5	77.4
コンビニ	92.8	91.5	93.2	85.5	89.8	91.8	38.7	98.0	94.3
その他	40.4	91.7	95.4	40.2	90.5	94.0	25.1	87.1	100.0
<b>自社配送比率 (%)</b>	<b>50.4</b>	<b>47.8</b>	<b>50.2</b>	<b>43.6</b>	<b>51.8</b>	<b>53.3</b>	<b>30.8</b>	<b>27.1</b>	<b>32.9</b>
百貨店	38.2	42.7	46.0	37.4	43.5	46.2	39.4	33.6	37.4
スーパー	49.7	38.8	42.0	37.8	39.8	42.6	22.3	30.6	34.0
専門店	64.1	59.3	60.7	66.0	72.0	69.2	46.1	23.0	32.1
専売店	42.4	75.3	72.9	42.6	70.8	71.3	34.2	57.7	51.5
コンビニ	77.7	48.9	37.8	68.8	51.1	41.2	38.1	14.1	9.0
その他	9.6	67.2	47.6	9.5	55.3	61.5	25.1	68.1	
<b>非自社配送比 率(%)</b>	<b>24.0</b>	<b>25.5</b>	<b>25.7</b>	<b>19.9</b>	<b>26.9</b>	<b>26.7</b>	<b>11.2</b>	<b>15.5</b>	<b>17.6</b>
百貨店	2.2	26.7	24.6	2.2	27.2	25.4	0.9	5.0	3.2
スーパー	35.8	40.4	39.0	28.2	39.7	38.0	16.6	34.9	35.4
専門店	10.8	6.5	10.0	11.7	8.5	12.7	3.3	0.8	1.3
専売店	15.3	13.5	15.2	13.6	10.6	10.6	16.7	17.8	25.9
コンビニ	14.7	42.7	55.2	16.1	38.7	50.4	0.6	83.8	85.3
その他	30.7	24.5	47.8	30.7	35.3	32.5	0.0	19.0	100.0

(以上)